

概略を御説明申し上げます。

本年二月二十八日付をもって人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員災害補償制度の改善を行なう必要がある旨の意見の申し出がありましたので、この申し出に基づき、国家公務員災害補償法等の一部を改正するとともに、あわせて公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当の改善をはかるため、この法律案を作成し、ここに提案をいたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申上げますと、その要点は、第一に、障害補償年金について、障害等級第一級の年金額を現行の給与年額の二百四十日分から二百八十八日分に引き上げる等、障害等級の第一級から第七級までの年金額を約一六・五%引き上げることにしたこと、第二に、遺族補償年金について、遺族三人の標準的な遺族に対する年金額を現行の給与年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げる等、遺族数の異なる遺族族についての年金額を平均して約一〇%引き上げることにしたこと、第三に、現行では遺族補償年金の受給擁護者が希望する場合には、死亡職員の給与日額の四百日分に相当する額を一時金として前払いする制度が五年間、すなわち昭和四十六年六月三十日までの暫定措置として定められておりますが、実情にかんがみ、この暫定措置をさらに五年間延長することにしたこと、第四に、前国会に提案いたしました内容にさらに追加して、公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当については、現行では、一般的の休職の場合と同様、当該休職期間の二分の一の期間を在職期間から除算する取り扱いがなされておりますが、この除算を行なわないことになりましたことであります。

以上のほか、所要の規定を整備することといったしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行することいたしておりますが、国家公務員災害補償法に関する改正部分については、労働者災害補償保

险法にあわせて、昭和四十五年十一月一日から適用することといたしております。

以上、この法律案について簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、衆議院の産業公害対策特別委員会の連日審査がございますので、副長官を残しておきますので、その他事務当局に答弁その他をお許しいただけるようお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 続いて、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律案は、衆議院において修正議決されておりますので、その修正部分について説明を聽取いたしました。衆議院内閣委員長代理塩谷一夫君。

○衆議院議員(塩谷一夫君) ただいま議題となりました国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等について統一的な制度を定めようとするものでありまするが、国会職員についても、一般職の職員と同様の措置を講ずることが適当であると考えまして、その附則において国会職員法の一部改正を行ない、所要の規定を設けることとした次第であります。

以上が本案修正の趣旨であります。

○委員長(西村尚治君) それでは御質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿覺君 ちょっと議事進行について。この際、委員長並びに委員各位、また政府当局に対しまして要請したいことがございます。それは要求資料の取り扱いについてでありますが、ただいまお手元に配付いたしております私の調べたところによります要求資料の当委員会に提出されたものと、しからざるものとのについて、ごらんをいただいておわかりいただきますように、大体提出されたものが半分、今日に至るまで提出されないものが約半分、こういうことになつております。このマルについておりますものはすでに提出をされて

おりますが、マルのついておらない「過去三年間の行政監察結果の内問題となる点について」、これは峯山委員から行政管理庁、「一、三年前からの古米の処理状況について」、中尾委員、「それから食糧庁、「航空需要の空港別、路線別の見通しについて」、これは私。「六大都市におけるタクシードライバーの増車割当てについて」、峯山委員。「各種公的年金の引き上げ率について」、これは私。それから「航空総隊発の領空侵犯に関する達について」、以下六項目にわたる自衛隊関係の要求資料が提出されております。これは岩間委員。それから「自衛隊講演会における講師の発言内容について」、これは矢山委員の提案です。

というように、これらはすでに個人には配付されておるかもしませんが、当委員会には正式に配付になつておりません。で、今後この実績から見まして、委員長に御配慮いただきたいと思いますことは、各委員の当委員会での要求資料は、個別的なものとして取り扱うことなく、委員会要求資料として取り扱うよう、委員長においてお取り扱いを御決定いただきたい。特に委員からその旨の要求はなくとも、そのような取り扱い方に今後していただく。同時に、未提出の資料は、当臨時国会中にできる限りすみやかに提出してもらいたい。こういうことでござりますが、委員長におかれられては、さよならお取り扱いを今後していただけますかどうか、この際、同僚議員の御了解を得ますとともに、よろしくお願ひをいたしたいと思います。御所見をお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) わかりました。御趣旨に沿うように十分善処してまいりたいと思います。

○足鹿豊君 なお、この際、防衛庁、防衛施設庁当局に申し上げておきますが、本年十月十二日、私が「防衛庁および防衛施設庁の沖縄調査結果について」、「防衛施設庁沖縄準備事務所の設置目的、規模等について」、「第二次空港」——これはよろしいんですが、この二つの防衛庁関係の要求資料につきまして、去る十一月十七日付私に対し

て資料の御提示がございました。しかし、沖縄返還の間近に迫った今日、私がこれを要求いたしました意味は、沖縄県民が待望しておる返還施設の具体的な内容、つまり種目、面積、その他沖縄県民が今後経済的にも社会生活の上においても、あるいは防衛庁がそのまま引き継ぐにいたしましても、その具体的な内訳を知りたい、こういう趣旨でございます。しかるに、聞くところによるところ、政府当局においては三百ページにわたる資料の——内部においては取りまとめたものがあると聞いておりますし、また、それを集約したものについても四十ページ以上のものがあると伝え聞いておるにもかかわりませず、このような抽象的でかつ具体性に乏しいものが提示されたことははなはだ不満である。よって今後かかる抽象的なことについてお取り扱いになりますならば、私どもとしてもこれに対処する用意があることを申し上げておきます。

なお、御参考までに申し上げますが、少なくとも新聞紙に発表される各種の主要な内訳とおぼしきものを見ますと、当委員会に出されるものとの間には相当距離のあるものも見受けられるのであります。これは休会中等はやむを得ない場合もあると存じますが、少なくとも国会開会中においては、当委員会を通じ、つまり国会を通じて国民の前に明らかにされることが私は正しい取り扱い方だと存じますので、自今そういうお取り扱いをしていただきたい。

これについては本日は答弁は求めません。しかし申し上げて、防衛庁並びに関係当局の反省と今后の措置を御検討おき願つておきます。それについての質疑は本日はいたしませんが、今後の方々の、政府当局のこれに対する態度いかんによつては、日を改めて質問その他適当な方法でもつて御所見を承ることにすることといたします。

委員長、でき得る限りじゃなしに、そういうことの取り扱いにするということを言ってもらわにや困ります。

○委員長(西村尚治君) そういうふうにいたします。

○鶴園哲夫君 初めの、国際機関等に派遣される公務員の待遇改善の法律案、これ、どうつていうことないのですけれども、どういうわけでこうう長いこと不合理な問題がそのままになつておつたのかという点について若干疑問があるのですけれども、どういうことでこういう不合理な問題がこういうふうに長いことほっておかれたのかといふのが第一の疑問なんです。

それともう一つは、ここでこういう改正をして処遇を改善されるわけなんですが、その間に非常に不利をこうむった人たちがおられますね。五年、六年、七年にわたって不利な取り扱いを今まで受けているわけですね。そういう人たちに対してはどういう措置をされるのか。ある程度の経過措置が必要なのじやないかといふ気が非常にするんですけれども、何か非常に不利な取り扱いを受けた人もおられるようですし、せっかくこういう法律ができるなら、何か前の人たちに対する措置が必要じゃないかという気がするわけですがね。その二つをまず人事院にお伺いをしまして、それから政府に対しましては、まあ、内閣調査室の資料と、それから人事院の資料等を見ますといふと、国連の本部ですね、国連の本部に分担金に応じて割り当てる人員が出ていますね。それに対して著しく充足されてない。まあ、たいへんなG.N.P.が世界第一位だとおっしゃるのだけれども、おそらく充足されていない。(二〇%が四〇%程度の充足じゃないでしょうかね。非常にたいへんその充足率が悪いということ、それで、それは国連の本部だけではなくて、それ以外のいろいろな国際機関あるいは国連、その他のI.L.O.にしましても、F.A.O.にしましても、そういうふうな国際機関に対するこれまでの分担金に応じて人員の割り当てがあるわけですね。これもまた非常に充足率が悪い。全体としましても、そういうふうな国際機関に対するこれまでの分担金にある理由があるのか。政府は口を開きますと国連中心、国連中心とおっ

しゃるけれども、こういう割り当ての数字からい
いますと、これはもうおろしくそういう事態
じやないという気がするもんですから、その点を
政府にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(泰徳郎君)　ただいま国連その他、国
際機関の分担金なし出資金等に応じて当然それ
ぞれの国際機関本部の職員等として日本から派遣
ないしその事務に従事しているその職員の充当率
が非常に低いではないか、実際にそのとおりでござ
ります。で、ただここ数年、相当充足率は上がっ
ておるわけでございまして、たとえて申せば、国連
本部は大体まあおおむね五十人くらいの割り當
数になるのであります。現に三十六名といふこ
とでございまして、国際電気通信連合と世界気象
機関、これは一〇〇%、ILO等は大体五〇%、こ
ういうことで逐年上がっておるわけであります。
で、今回のこの法律を、政府として人事院の勧
告を受けて即刻提案いたしました理由、いろいろ
な処遇上のネックからなかなか休職という措置で
もって従事するということになつて、取り扱い上
非常に不利になる、こういう弱点をひとつ除去す
ることによって、国際的な地位も高まつた今後の
要請にこたえようというのが、この法律を提案し
た大きな事情でござりますし、一般的になぜ充足
率が低いかという点については、これは人によつ
てはさまざま見解はございましょうが、語学力あ
るいはいろいろな国際的な接觸の度合いが從来日
本人全体が少なかつた等、いろいろの事情が考え
られると思いますが、今後その種の国際機関に対
しては、この法律の制定とも相まって、これから
大いに促進したいというふうに考えておる次第で
ございます。

○政府委員(佐藤達夫君)　御指摘のおそ過ぎるん
じやないかという趣旨の御指摘だったと思います
が、おそ過ぎるという言い方もこれは成り立つと
思います。決して早過ぎるとは思いませんけれど
も、私ども率直に申し上げますと、もう六、七年
前から問題意識を持つてこれを検討を続けておつ
たのですが、御承知のように、いま泰徳郎長

官のことばにもありましたように、国際的地位向上というものが近ごろ特に飛躍的に高まっています。いまして、国際機関への割り当ての人数もふえており、向こうへ行く人もふえてくるといふことがあります。先年、イタリーでありますか、どこかヨーロッパでこちらから行つた人が向こうで公務災害を受けて、そしてこちらの公務災害補償の適用を受けないというようなことが新聞にちらりと出ておりました。これはよいよ機が熟したということとて、今回の意見書の提出ということに踏み切つたわけであります。

○善國哲夫君 副長官は、さつきの割り当てにに対する充足率で一〇〇%のところをおあげになつた。電気通信連合は五名割り当てについて五名だから一〇〇%というお話をですが、ゼロ%というところもありますし、全体としてははなはだしく落ちるわけですね。それで御承知のように、資料によると、国連はじめ国際機関の人員の増加といふのは毎年非常なスピードで増加しておる。日本は五年間に五%増加するといいますけれども、国連、国際機関その他についてはわがほうは年率五%、八%、七%と八%くらいの割合であえていくと、これからまた非常にあえる状況ですけれども、さらに日本の国連に対する負担金も、来年ですか、急速に大きくなるらしいですね。フランスやイギリスと肩を並べる大きな負担率になるようですが、そうしますと、ますます割り当て人數というのは大きくなつてくるということになると思うのですね。ですが、なかなかいままでの経緯からいいますと、たいへんむずかしいんじゃないかと思うのです。そこでいま処遇改善の法案が出来まして、これは一体どの程度の効果があるものかと、いう点を政府としてはどう考えておられるのか、それをお尋ねしたいのです。

たという点については、いろいろな障害があつた
わけであります。少なくともこのことによつて、
處遇上の大きな障害が取り除かれるということに
よつて大いに前進する効果を私どもとしては期待
しておる次第でござります。

○鶴園哲夫君 あんまりそんなに期待はできない
のじやないかと思うのですが、それ以外にこれか
らどういう方策をとらうというふうにお考えに
なつておられるのか、またおとりになつていらっ
しゃるのか、それを伺ひます。

○政府委員(渡辺郎君) 私がお答えするのが適當
かどうかわかりませんが、とりあえず身分上の障
害を取り除いた上で、先ほど申しましたように語
学の点、この点、学校教育等を通じてかなり最近
は語学力もついてまつておりますし、それを政
府、特にこれは外務省が主なると思ひますが、政府
としてもやはり国際機関に対する積極的なまえ
といふものを強化していく。そういうことによつ
てこれから前進させる以外にないじやなからう
かというふうに思つております。

○鶴園哲夫君 そうですね、総理府のほうで御答
弁になるのは適当でないのかもしれませんですけ
れども、しかし政府全体として人事の関係を取
り扱つておられるわけだから、やはり総理府のほ
うでそういう面についての配慮がなければならぬ
のじやないかと思うのですけれどもね。私は、い
まおつしやつた外国語の問題、これも確かにある
と思いますね。そういう問題についてはどういう
ようなふうにやっていかれるのか。日本人は御承
知のように外国语をこれくらい習う民族はないとい
われるくらい外国语をやらされておるわけです
が、実際は国連あるいは国際機関に行きますとい
うと、それも役に立つていいという実情にもあ
るようですね。で実際その一つの理由は、いま副長
官のおつしやつたように外国语の問題もある。あ
るいは公務員としての性格が一つ大きなものがあ
るのじやないか。日本の公務員の場合、御承知
のように行政一般についての訓練を受けておりま
すが、ところが国連等、やはり国際機関で要求す

る場合は専門家としてのそういう行政官が要求される。そういう意味では公務員としての性格が日本の場合と諸外国の場合とでは非常な差があるのじゃないか。私は、外務省は外務省なりにそれ相応の努力をしておられるのではないかという気はするわけです。ですが、そういう問題についてどこか、こういう法案を所管する総理府等が、全体としての配慮があり、あるいはブッシュがなければならぬのじゃないかという氣もするのですからお伺いしておるのでですが、もしもそういうことを御承知なら、ここでひとつ説明をしておいていただきたいと思うのです。

○政府委員(渡徹郎君) 私も非常に不勉強でして、ただいまのお尋ねの点について十分な知識持ち合わしておりませんが、今まで特に私、農業のほう、いろいろ東南アジアの技術協力等でタッチした経験等から申しますと、確かにいろいろな各省、特に農業の場合は農林省でございますが、ずいぶん派遣はされて行つております。行っておりますが、帰つてこられた職員が、現地において蓄積したいいろいろなものをまとめてそれを今後につなげて、から処遇というのは、明らかに從来からずっとと継続してつとめておられた人との間に遺憾がないがら格差がつく、あるいは休職になつて戻つたが、欠員、ボストがないので自分のもとおつたところに戻れぬというような幾つかの例等も聞いておりますので、そこら辺を解消することが、やはり突破口としては一番先決問題ではなかろうかといふふな感じで、今度の法律につきましても

人事院の勧告を受けて即刻御提案申し上げた次第でございます。
さらに、ただいまの点は、貿易も伸びる、あるいは経済協力、技術協力、接触面もふえてまいりますので、さらに外務省等と相談しながら、ただいまおっしゃるように、總理府というのをやつぱり全体を締めくくって、そういう政策をブッシュする役目であると心得ておりますので、從来以上にもっと努力を傾けたいというふうに思っております。

ちまつたというだけの話になつておりますて、どううふうにそういう人を活用するかという点についてもあまり考慮が払われてないようです。帰つてくるといふと、何かもう取り残されてしまつような感じになりますし、これはまあ全体としてそういう状況にあるんじゃないかと思いますね。そうしますと、これから国連中心主義だと国際化時代だとかいうようなことを盛んにおっしゃるわけですから、何かこれは各省だけにまかすことなく、各省全体を調整しながら、そしてそぞういうことにならないようなブッシュの方法を考へさせていただかないと、この法律によって待遇だけは、何か非常に不利な取り扱いを受けていた者がいる。あ積極的な面があるかないますと、どうも私はこの待遇だけの問題では積極的な面はそんなのじやないか。人事の取り扱いの問題にないのじやないか。人事の取り扱いは受けなくなるけれども、それじゃあ積極的な面があるかないますと、どうも私は常日ごろ思つているものなんですけれども、そういう意味でもう一べん要望いたしまして、副長官の所見を伺つておきたいと思います。

○政府委員(兼務郎君) 先ほど申し上げましたように、私自身も実は今までの体験を通じて痛切に感じております。そこでまあ鶴園先生も御存じます。東南アジアをずっと回ってきた結果、これはやっぱり農林省に一つの足がかりというか、ブルといふか、熱帯農業研究所といふようなものを設けて、そうして今まで数百名現地に行つてゐる人たちの過去の蓄積をそこに集めて、そうして今後の対策を講じ、同時に人を国際機関あるいは外國政府に国内から職員を派遣する場合の窓口を担当願うような機構が必要である、こういうようなことを提案した一人でございまして、各省についても同じようなことが私も言えると思いますので、ただいまの御趣旨に沿つて大いに努力

○鶴園哲夫君 次に国家公務員災害補償法につきましてお伺いをいたしたいのですが、国家公務員災害補償法は、よくいわれますように、無過失の賠償責任主義をとっている。ですから一般的の損害賠償と違った面がある。たとえば休業補償をとりまして、百分の六十休業補償をする。公務によって休業しなければならないという場合に、百分の六十の休業補償をする。どういうわけで完全に補償ができないのかという点が非常に大きな疑問なわけなんです。で、いまの国家公務員災害補償法のたてまえからいしまして、私がいま言ったような完全補償ができるものかどうか、あるいはそういう問題についてどういうふうな考え方を持つていらっしゃるかという点をまずお伺いをいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 私からお答え申し上げます。

いつも申し上げますのですけれども、この問題は、ほかの社会保険制度、社会保障制度との関連がありますものですから、そういう関係でバランスを考えながらやつておるということになるわけでもありますけれども、ただこの運用の面におきましては、公務災害による関係では、例の休業援護金制度というようなものによりまして、平均給与額の百分の十ないし百分の二十というようなものが支給されておるわけなんです。その辺のこところをあわせ考えながら、ますますというような気持ちでおるわけです。

○鶴園哲夫君 いま総裁は、バランスのほうをおつしやつたのですが、労災法ですね、これは私ども見ていてますと、最低限の補償だという感じがする場合が非常に多いのですね。企業によりましてはその上に相当積み重ねて、かさ上げしていく。それで国家公務員災害補償法の場合には、最高規定になつちまつている。それに積み上げるといふようなことはほんとうの例外を除きましてはない。ですからバランス論からおつしやすく、どうも私はいまの総裁のお考えはふさわしくない

四

うに思う。だれが見ましても、民間の場合は最低の基準になつてゐる。国家公務員の場合は最高の基準、最高度度です。ですからバランス論からいいましても、どうももつとこの問題を人事院として検討なさるべき性があるのではないかというふうに思うわけです。で、いま総裁のおっしゃいましたように、百分の六十でプラス、それに福社施設中で百分の二十プラス、百分の八十という形になつておりますけれども、公務によって休業したという場合に百分の八十補償する——どうも私納得がいかない。やっぱり完全補償をするという、そういう方向で検討をする必要があるのではないか、こう思ひますけれども、もう一べん総裁のお考え伺つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) ごもっともであります。二点あると申すと、労災の関係ではば

る、これは給与法に規定されております。で、問題はやめたあと、つまり給与を受けることができなくなつたという場合に、初めてこの休業補償という補償法に規定されている条文が働くわけございまして、したがつて、まず最初は、休職处分の前に、まず病気休暇といふ制度がございます。病気休暇の制度の次に休職の制度がございまして、そのあとで初めてこの休業補償の制度があつてくる、こういうふうになつております。

○鶴園哲夫君 そうしますと、課長とか係長とかいう人が公務によって休業するという場合には、まず大部分の場合は国家公務員災害補償法は適用しない。給与法によつて処理する。もしそれがなへん長引くということで休職が切れるといふようになった場合に、初めて国家公務員災害補償法が発動される、こういうことですか。

○鶴園哲夫君 私はこうも思つてゐるんですけどけれども、普通にいう公務員、戦前は官吏、官吏の後裔が公務員になつたわけですね。その官吏の時代は天皇の使用人であつたんですからね、天皇の官吏であつたんですよから、そういう意味では一般の労働者、働く者よりもはるかにいい、いろいろの意味における待遇を受けておつた。戦後もその伝統がある程度引き継がれた。ところが国家公務員災害補償法というのはそうではない。言うならば労働者全体の問題として出てきておる。それを國家公務員法に持ち込んできたというんですが、ですから從来からあつた、官吏の時代にあつた公務員に対する優遇施策をそのままいろいろの形で引き継がれた。それといまの労働者一般としての災害補償法というものの間にズレがあるのではないか

職員の職務と復職を前提としないような処分はなじまないというところからくる差異はございますが、定員内であろうと定員外であろうと別に差はないわけでございます。ただ鶴園委員の御指摘のそういう公務によって受けた災害については完全賠償がべきではないかという御議論かと思いますが、一般の損害賠償でございますと、故意過失が証明された場合に全損害に対して賠償を払ういわゆる完全賠償主義というものが働くわけでございますが、この災害補償制度というのは、公務によって受けた災害に対しまして国が迅速に所定の補償を行ない、あわせて必要な福祉施設を行なうといふ、いわば社会保障制度の一環として行なうべき制度でございますので、一〇〇%補償という考え方ではなく、必要なものに対する必要な補償を行

○政府委員(島四雄君) 通常の場合でございま
すと、定員内職員の場合には、通常まあ休職処分
という処分がございますので、公務災害によつて
休職になつた場合には一〇〇%給与が支給され
る。まさにいまおっしゃるよう、あちらは最
低基準を団交等によつてその上積みというものが
幾らでもできる体制になつております。そこはや
はりぬかりなくわがほうでも考えながら、そうし
て適当なる処置と思われることはやつておる。た
とえば今回も出でておりますが、この間出た千日分
などは、実は向こうよりも先走つてやつたわけで
す。今度労災のほうが追いかけてこれに歩調を合
わしてきたというような面もありまして、いま
おつしやつたような気持ちは私ども十分考えなが
ら対処はしております。なお今後もそういう気持ちで
臨んでいきたいという気持ちを持つております。
○鶴園哲夫君 いま休業補償の例をとつたんです
けれども、この休業補償で、たとえば係長なら係
長、課長なら課長が公務によつて休業したとい
う場合には、どの法律を適用されるんですか。國家
公務員災害補償法でやられるんですか。

○政府委員(島四男雄君) 災害を受けた場合に必要な療養といふ問題がござります。したがつて療養補償については補償法の規定が全面的にかぶつてまいります。

○鶴園哲夫君 公務によつて休業したと、療養補償は要らぬけれども、休業したという場合に、これは災害補償法ではなく給与法によつて処理する。ですから百分の百、つまり休んでも給与を引かれることはない。人事院規則の幾つですか、人事院規則によると、診断書を出せばそれで給与を差し引かれることがない。それじやそのことと、いま国家公務員災害補償法で百分の六十を補償するということとの関係はどうなるんですか。

○政府委員(島四男雄君) この補償法の規定、國家公務員災害補償法第十二条にその休業補償の規定がございまして、その中で給与を受けないと同時に初めて休業補償を受けるという規定になつております。したがつて給与を受けている状態においてはこの休業補償の規定は働かないわけでござります。ただいまの休職給の場合には、その意味においては休職処分を受けた場合にはまだこの第十二条の規定が働かないということで、いまの関係は一応御理解いただけるのではないか、こういう

か、私はそう思う。ですから端的に言いまして、それでは同じ国家公務員であるけれども、人事院は国家公務員を二つに分けておる。同じ公務員ではあるけれども、これが定員外の職員の問題の場合は、この災害補償法によつてこれが発動されてくれる、給与法とかそういう問題の発動はしないといふことになるわけですね。そこ辺に矛盾をお感じにならないのか、あるいはどういうふうにそのところをつなげていらっしゃるのか。そういう割れ目がこれはいろいろの面で出ていると思うけれども、何といいますか、断続といいますか、あるいは差別待遇といふか、そういうものは至るところに出てゐると思うんですが、そういう問題については、災害補償としては、災害補償法から見た場合にどういうふうに考えられるかという点です。ちょっとばく然とした質問ですが、お伺いしたい。

○政府委員(島四男雄君) 確かに定員内職員と定員外職員の場合において受ける補償の額といいますか、制度的に若干差があるのではないかということ御指摘でございますが、ただ定員内職員の場合でと、一応休職処分という処分になり得るわけでございますが、いわゆる非常勤職員にそういう休

なうというものがこの制度のたてまえでございま
す。したがつて一〇〇%補償しなければこの災害
補償制度の理念を貫けないという御議論は、私ど
もは必ずしもそう思つております。ただ、全般的
的な問題といたしまして、そういう公務によつて
受けた災害者に対しても十分な補償をするといふお
考へについては、私ども全く否定するものはござ
いませんので、現在の補償の給付内容が不完
全——必ずしも十分であるとは思つております
ので、逐次改善していくたい、このように考へて
おります。

○鶴園哲夫君 私は係長とか、そういう定員内の
職員の場合には国家公務員災害補償法が発動され
る前にそれ以外の法律が発動しております。です
から、その意味では大部分の場合は完全補償され
ていると思うんですけれども、しかし端的にすぐ
この国家公務員災害補償法を適用される人たち
は、これは完全補償されていない。百分の六十、
あるいはプラスしまして若干の補償をされてい
る。それから補償そのものに対する考え方が、こ
の数年の間に非常に変わつてきてるということが
を考えなきやならぬのじやないかと思うんです。
これは十年前、十五年前——これができましたの

卷之三

100

は二十六年ですから、昭和二十六年ごろから言いつての考え方というものは非常に変わってきていました。しかし、この数年来の補償についての考え方、つまり人間の価値についての考え方といふのは非常に変わってきていました。ですから、たとえば自動車の交通事故にいたしましても、まあ五、六年前だつたら百萬万、いまですと百万なんて笑われちゃう、とんでもない話、五百万という時代になつておりますね。人間の価値というものについての考え方が非常に変わってきているわけですから、そういう意味で国家公務員災害補償法においても、私はこれからやはり根本的に考えていく必要があるといふうに思つてゐるわけです。二つの意味においてですね。一つは、従来いわれておつた官吏、それの国家公務員というものと、それ以外の国家公務員といふものの差も考え方をきやならないし、それからもう一つは、いま言つたようなそういう補償についての考え方が非常に変わつてきてるといふ点等から考えますれば、これはぜひ一〇〇%完全補償という方向へ努力をしていただきたいというふうに私は考えております。その点についてもうべん総裁の所見を承つておきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも鶴園委員のおしゃるところには二つの面があると思います。一つの面は、この問題よりもうちょっと奥のほうの問題を念頭に置かねがらの御質問だと思います。たとえば昔の官吏に当たるものと、そうではない非常勤の人との区別の問題というようなことは、私の言う一つの奥のほうの問題に関連してのお尋ねだらうと思います。その奥のほうの問題は、これ 자체おそらくまた機会を得て御論議になつたところで、休業補償をもらうのは、賃金をもらわぬ人に対する補償をやるというたまえになつております。要するに日雇いの人はもうすでに翌日から賃金がもらえないのにこの

六〇%の補償の適用を受ける。そういう面に問題がないことを根本的に置きかえれば、これは一向不合理ではないということが言えると思います。もう一つの面として、大体この補償というものの自体がもう少し手厚くならぬものかという気持ち——これはよくわかります。これは局長のお答えいたどおりなんで、私どもとしても、できるだけ手厚い方向へ持っていきたい。そういう気持ちでおるということございます。

○鶴園哲夫君 いまの休業補償につきまして、給与の百分の六十を補償して、さらにその上に福祉施設の中から百分の二十を上積みすると、それで百分の八十と、しかし定員外の常勤職員、常勤労務者——常労といいますか、これはそうないじゃないのじゃないか。百分の六十プラス福祉施設の分は百分の十になつておるんじゃないですか、これはどういうわけですか。法律は百分の六十、それにプラスする福祉施設の場合のものが、一方は百分の二十で一方は百分の十。この百分の二十、実際は定員内の職員にはまず発動されない、直ちに発動される定員の外にある国家公務員について百分の六十、そして百分の八十というふうになつておるのはどういうわけですか。これを少なくとも百分の十なんてしないで、百分の二十に福祉施設の場合からのかさ上げをしたらどうかと私は思つてゐます。

○政府委員(島四男雄君) ただいま御指摘のように、その間に差等を設けております。常勤職員については百分の二十、それから常勤的非常勤は百分の十、それからわゆるその他の非常勤は別に法律のまま百分の六十、ただし常勤労務者は、これは常勤職員の中に入れておりますので百分の二十として扱っております。

それから、なぜそのような差を設けたのかといふ御指摘でございますが、確かに考え方としては均一でよろしいのではないかという考え方もあると思いますが、公務に対する貢献度と申しますが、その辺の点を若干考慮いたしましてそのよう

な差を設けたわけでございます。これは将来なもので、検討を続けてまいりたいと、かように考えます。
○鶴巣義夫君 この補償法に、法律によつて百分の六十になつておるけれども、それにかさ上げする福祉施設からの分が百分の一十、百分の十、百分のゼロという三段階に分けておるわけです。私たちはこれは分ける必要はないと思うんです。ですかね、これはぜひすみやかに検討してもらいたい。
もう一つお伺いしますけれども、その百分の六十掛けの場合の給与ですね、一日分の給与に対して百分の六十を掛け、その給与の算定ですね。それがまたいへん差があるんじゃないですか、定員内の職員と定員外の国家公務員では、定員内の職員ですと、これは全部入りますね。調整手当から隔離地手当から、今度新しくできた住宅手当まで入れて給与が算定されるんじゃないですか。
ところが定員外の国家公務員は一切そういうものは入らないんじゃないですか。その算定基準、日給の算定基準ですね、それにもう一つ大きな差があるんじゃないかな。これは非常に大きな差があるんじゃないかな。私はそういうふうに記憶しておるのです。定員内の国家公務員と定員外の国家公務員の日給の算定について御説明をいただきたいと思ひます。

これを九十で割ったのがいわゆる平均給与額となるわけでございます。ところが一方、非常勤職員についてはどうかと申しますと、これは人事院規則一六一〇、第七条に規定されておりますが、実施機関が人事院の承認を得て定めた金額ということになつております。で、各省がそれぞれ人事院の承認を得てその額を定めておるわけでございますが、たとえば一例を申しますると、大蔵省の非常勤職員の平均給与額、これは人事院の承認を得て現在実施しております、その規定を見ますると、その過去平均給与額の計算基礎としては、基本賃金の日額に標準稼働日数二十三を乗じ、これを三十で除した金額、こういうふうになつております。一失礼しました。なお大蔵省の場合は、基本賃金のほかに通勤手当、超勤手当、夜勤手当、休日給、寒冷地手当、そういうものも一応入っておりります。そこでいまお話しのように若干差があるではないかというのは、まさにその御指摘のとおりでございまして、そういう手當の中身が、若干この平均給与額の基礎となる手当の問題については確かに差がございます。

が定員内の国家公務員の場合に百分の二十九
れ以外については二つの段階に分かれて、百分の
十、百分のゼロの場合、そういう差がついてい
る。さらにその基礎である日給の計算のしかた
が、定員内の国家公務員の場合と定員外の国家公
務員の場合によっては顕著な差がある。二重の差
別を受けるわけです。ですから何かこういう問題
について、せっかく災害補償法という法律があつ
てやられるんだけれども、何がますますこれに
よつてこういう差を設けられると、あまりにも
ひどいじゃないかといふ私は気がしておるわけで
す。これをすみやかに差を縮めるように努力をし
てもらいたいと思うんですよ。一つは、プラスする分
の分ですね、厚生施設のほうからプラスする分。

というのとおりました場合に、定期のほうは基本賃金だけになっていやしないのか。

で、原則はそのEをEとして雇用され
る人とは、やはりそこに根本的な扱いの違
うつていいのじやないかということから言いま
すと、いまの率にしたところで、もうそういう人
たちは全部ひくらめてゼロというのが正しいと
うことになるでしょうけれども、しかし、それ
また実態から言いますと、ゼロに徹するとい
うとも、これもまた不適当であろうということであ
り、中途はんばな数字が出てくるわけですね
。これは一つの妥協だらうと思います。その妥協
どこまで推し進めていくかということになると
います。しかし、事柄としては、あくまでもそ
は制度の本質から言えば妥協であるというふうに
理詰めで考えますと言わなきやならぬ。しかる

○政府委員（佐藤達夫君） 理屈としてはとにかく思はれれに思をたがす。しかし、公務災害の補償法を公務員の分類によつて差をつけるといふことは、やはり百分の八十なら百分の八十補償してもらいたいと私は思うのです。完全補償ではないです。どうも私そのところが、そこまで國家公務員災害補償法を公務員の分類によつて差をつけるといふ方について、そこまで差をつけられるということについてはどうも理解がつかないですね。どうです。

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(島田男爵君) 非常勤職員の平均給与額のきめ方については、先ほど申しましたように、人事院の承認を得て行なっているわけでございます。省庁によって若干その扱いが違っております。やはり非常勤職員の給与にしてもそうでござりますが、やはり定員内職員との均衡を考慮して各省が予算の範囲内で定めている。そういう御趣旨でそのような差があるのではないかというふうに思いますが、たとえば林野庁の例をとりますと、この平均給与額の算定の基礎になります俸給その他の手当は、これは常勤職員と全く同じ規定になっております。今後そういうふうに人員院の意識を得る際に、私ども当然指導する立場にあるわけでございますので、御趣旨に沿うような運用を今後していくといきたいというふうに考えております。鶴園哲夫君 林野庁の例が出ましたですけれども、いまのやはり年間雇用されている常勤、常用作業員というのと、十ヵ月雇用される定期作業員

その上級のはしき方にござつてこれがいづれかたが思
うのですが、それがまたどうも差がついてゐる。
私はそう思つてゐるわけです。ですから人事院も
その承認をされる場合に、そういうことのないよ
うにこれは算定の場合はしてもらいたいと思ひ
ます。

もう一つ、率の問題については、これはぜひ改
めていただきたいというのが私の意見なんです。
前から申し上げました完全補償との関係と、人間
尊重の趣旨を踏まえて私は申し上げておる。その
点についての政府の、総裁はどういうふうにお考
えになつておりますか。すみやかにこれを是正を
する方向で努力をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 考え方の出発点が鶴園
委員とちよつと逆になると思いますが、ためしに
逆のほうからまいりますと、とにかく生涯の職とし
て、キャリアー・サービスとして公務員の地位
を選び、その地位にある人と、一応非常勤とし

うかを考えましたと、そんないしかねたがりで、できるだけ不公平のないように、不均衡のないよう、持つていくべきだろとういう心がまえで臨べきだと、このことに尽きると思います。

鶴園哲夫君 総裁のおおしゃつた前のほうのえ方ですね、これは私はどうも理解ができないですね。それは国家公務員としまして定員内の国家公務員として入つた。入つてすぐ休業補償を受けるということになった。それは五ヵ月でやめるもしからぬですよ。この国家公務員はわからぬ、ま転職自由な時代ですから、昔みたいにそれと五十五までつとめるというわけにいかない、やめるかもしない。ところが、同じ国家公務員で、これは定員内にはなつてないけれども、年、二十年働いている人もいる。十九ヶ月働く人いる。その公務を遂行中に休業補償を受ける事になつたという場合については、これは同じじな待遇をしてもらわなければ困る。総裁は何か

よ
入れて、完全な常勤職員として扱うべき人がいい
るかいいいかの問題、そつちの問題につながつて
くる問題じゃないか。そういう含みを持ちながら
私はお答えしているわけです。
○鶴園哲夫君 私もそういう含みで申し上げてい
るわけで、実際はもう定員内と同じようなことな
んだけれども、いろいろな事情があつて、定員外の
国家公務員として十年、二十年つとめている、
毎日毎日つとめている。あるいは十カ月つとめ
て、来年はまた十カ月つとめるというようなこ
とを繰り返しているという場合の国家公務員を考
えますと、どうもこういう差をつけられるとい
くことは、これは理解がしにくい、できない、私は
できないのです。ですから、その点について終
裁、あなた解決する方向に、できるだけそういう
差のないように努力をしていただきたいと私は
思つて いるのです。

すたいたいはこ思れれに。でももよそそく負員十よりかうるかと考で理詰めの議論にならざるを得ないと思うのです。現実はどうかという問題、そっちの問題につながつてくる問題じやないか。そういう含みを持ちながら私はお答えしているわけです。

○鶴園哲夫君 私もそういう含みで申し上げているわけで、実際はもう定員内と同じようなことなんだけれども、いろいろな事情があつて、定員外の国家公務員として十年、二十年つとめている。毎日毎日つとめている。あるいは十ヵ月つとめて、来年はまた十ヵ月つとめるというようなことを繰り返している。この場合の国家公務員を考えますと、どうもこういう差をつけられるということは、これは理解がしにくい、できない。私はできないのです。ですから、その点について総裁、あなた解決する方向に、できるだけそういう差のないように努力をしていただきたいと私は思っているのです。

その点についての御質弁をいただいて、それ以外にもう一つお尋ねをいたしますが、さつき局長からおっしゃいましたように、その休業補償の例をどうしますと、その日給の単価のはじき方、これは非常に重要なわけです、それに率をかけるわけですから。それが公務災害が起こった三十日——一ヶ月前でしたかね、九十日か三ヶ月か、その平均というわけでしよう。それはずっと休業内は固定するわけですか。たとえば三月に公務災害が起きた、それではじいた。五月には給与が一五%なら一五%引き上がった。それにつれていろいろなものが引き上りますね。そういうものは全然加味しないで、きつたもので最後まで単価は固定しておるんですか。実際、公務災害補償法の適用を受けておる連中は非常に不満がある。

事由の生じた日を採用の日とみなして前項の規定によつて計算して得た金額」云々ということを規定されておりますので、いま御指摘のとおりでござります。

○鶴園哲夫君 そうですかね。私は、実際災害補償を受けておる連中の話を聞きますと、そういうことは聞いていないのですが、あるいは私の間違いかもしれません。——これは間違いないかな。ぼくはどうもそういうふうに聞いていないのですけれども、あるいはこれは私の聞き違いかかもしれない。改定していないようなんですね。——いや、改定していただければこうです。それで、いただいておきましょう。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの人事院規則の一六一〇、七条二項にその趣旨の規定がござい

○鶴園哲夫君 二月に公務災害を受けて休業になつて、それで五月に復職をする。もとに戻る、また発病して同じ事由で公務災害を受けて、そうして五月から、六月からですか、休業に入ったというような場合には、三月のときの基準がずっと続いてやられるというのですけれどもね。変えますか、五月のベース改定ならベース改定で、いや、そうやつていただければけっこうなんです。そういうことで理解しておきますが、この問題はどうもそうやつていいように思うから伺ったるんですけども、そうやつていただければ問題はなさいのです。ぜひひとつそういうことでやつていいのです。私はそのように伺っていないのです。が、それではそれだけっこうです。

先ほど私が申し上げました定員内の国家公務員と定員外の国家公務員に休業の場合に差をつけている。それは福祉施設からプラスする分が差がついておる。その点についての是正をすみやかにお願いをしたいと思うのです。ものによつては百分の二十加えている場合もあるんですよ。個々の例を申し上げますと恐縮ですけれども、非常にこまかいから。百分の十となつてゐるけれども、しかし百分の二十を足している場合もある。そのと

うわけかわからないですが、百分の二十のところもある、百分のゼロというところもある、おかしな話ですね、これは。だから、できるだけこれは近づけるように、法律は百分の六十になつているんだから。その分はみんな一緒なんだが、プラスする分を差をつけちゃっている。これは縮裁、一般の公務員の場合は少ないけれども、林野庁の場合はたいへん多いです、これが。山の仕事なものですから、ものすごく多いです、これ。まあ負傷するという、公務によって負傷するという場合で、これは圧倒的に林野庁と郵便局です。大にかまれた、自転車でけがした、何せ郵便局のほうが人間が多いですから。山のほうは、何せ山で木を切っている。そういう公務員ですから、国家公務員ですから。ほんとうに多いわけですよ。だから適用される者について非常に深刻なんです。一般的の公務員は少ないですから、公務上大にかまれたなんて——公務上大にかまれたということはないでしょうけれども。自転車でけがをする、これは少ないですが、仕事上、こういう郵便局とか、山の仕事を、非常に多いわけです。なかなか深刻なんです、この問題は。ですから、いま私が申し上げたような福祉施設からのプラスの分について差を設けないよう努力してもらいたいと私は思う。私がさつき言ったように基準も単価も違うんですよ。単価も差をつけているんですねからね。今度はまた率にも差をつけてやるというのですが、そんなに差をつける必要はないと思うんですね。この際、その線をすみやかに是正するように努力してもらいたいと思う。

合はたいへん多いです、これが。山の仕事なものですから、ものすごく多いです、これ。まあ負傷するという、公務によつて負傷するという場合も、これは圧倒的に林野庁と郵便局です。大にかまれば、自転車でけがした、何せ郵便局のほうが人間が多いですから。山のほうは、何せ山で木を切つている、そういう公務員ですから、国家公務員ですから。ほんとうに多いわけですよ。だから適用される者について非常に深刻なんです。一般の公務員は少ないですから、公務上大にかまされたなんて――公務上大にかまされたということはないでしょうけれども。自転車でけがをする、これは少ないですが、仕事上、こういう郵便局とか、山の仕事を、非常に多いわけです。なかなか深刻なんです、この問題は。ですから、いま私が申し上げたような福祉施設からのプラスの分について差を設けないよう努めてもいいと私は思う。私がさつき言ったように基準も単価も違うんですよ。単価も差をつけているんですからね。今度はまた率に差をつけた方がいいと思うんですが、そんなに差をつける必要はないと思うんですが。この際、その率をすみやかに是正するように努力してもらいたい

○政府委員(佐藤達夫君)　基本的な考え方方は先ほど申し上げたとおりで、これは十分御理解いただいきたいと思う。

かどると思いますが、その基本的な考え方立ちはだかる、私の言う、いわゆる妥協といいますか、そ

の線をできるだけ温情ある方向へ持っていくとい
う御要望については十分傾聴いたします。
○鶴園哲夫君 溫情というのは気食わないで
けどね、まあ国家公務員災害補償法ですから、こ

卷之三

れば、いま休業賃償を例にとって話をしたわけですが、百分の六十プラス定員内の国家公務員の場合は百分の二十ですが、共済組合法によりますと

ころの、私の病気で休業したという場合は百分の八十、こうなつてゐるわけですね。これはどうも

私理解できなんですかね。この点については、総裁は、この本委員会で検討するというふうに御発言があつたのですけれども、調査室の資料

ですと、四十三年の四月の十六日の本委員会ですがね、一方は公務で休業になつたという場合に百

分の六十だ、一方、私の病気で休業した場合百分の八十だと、こういう話は、どうも法律が違うから別だというお話を通用しない。個々の適用され

る人間は同じですからね、公務で休業した場合百分の六十で、私のがで休業した場合百分の八十

だ、これは検討されることになつてゐるが、いか
ような、検討をされて結論になつてゐるのかお伺
ひをしむ。

○政府委員(佐藤達夫君) 確かに検討するということを申し上げたはずであります。その検討の結

果は必ずしも色よい方向にいかなかつたといふ
うに覚えておりますけれども、局長からさらにお
答へておきます。

○政府委員(島四郎雄君) 共済組合との関係でござりますが、共済組合の場合は百分の八十出でい

るんではないか。休業補償が百分の六十というの
はいかにも少ないと、いうお話をございますが、た
ゞ、去資組合の場合は、華合組合頭が七十算の基楚こ

た方が総合の年収で、何より個人的な年収がなっておりまますので、これを平均給与額に直しますと七〇%弱ということで、その点はまあ七〇%

にいたしましても、休業補償に比べれば一〇%ここでいるではないかという問題はございます。ござりますが、そういうことも勘案して、弘のほう

は休業援護金についてこれをカバーするというこ
とを実は考えたわけでもござります。

○鶴園哲夫君 これは総裁、そういうような検討されるとということになつておったわけだから、総裁もどういう発言になつておりますから、总裁が

お伺いしたいと思うのです。何しろだいぶ前の
表が

話ですかね。これ、三年ぐらい前の話ですかね。
まあしかし、ややもしますと国家公務員災害補償法というのは、一般的の公務員に適用されないわけですよね。私が先ほど申し上げたように、九〇%あるいは九五%というのは林野庁と郵政省なんですね。ですから、あるいは全体として関心は薄いかもしれません、要するに、いま私が申し上げた点は、やはりどうも実際適用を受ける連中から言いますと、これはどうも解せないという気持ちなんですよ。これはぜひ考えていただきたいんですね。よろしゅうございますが、また統いて検討ということになるかもしれませんね。

○政府委員(佐藤達夫君) 先回りして申し上げれば、やはり統いて検討ということになりますけれども、この間申し上げたあと、確かに検討をしたときの一応のわれわれの結論は、先ほど来申し上げましたように、やはり他の社会保障等との関連の問題が一つと、それからいま局長の答えた組合のほうですか、組合のほうで七〇%弱ぐらいのところまではいっている。それにプラスして今度の援護金、福祉施設としての援護金ということを考えれば、まあまああといところではあるまいかというのが率直な結論でございます。しかし、それでも打ち切ったわけじゃありませんから、先ほど申し上げましたように、なお執拗に検討を続けてまいりたい、こういう心がまえであります。

○鶴園哲夫君 先ほど以来たびたび出ております福祉施設ですか、これは一体どういう計画のものなのかですね、そしてその中にはどういうものがいるのか。そしてこれは労災の中に出でおります、労災のやつは保健施設ですか、労災の保健施設というものとの違いですね、そういうものについて承りたいと思いますがね。

○政府委員(島田四雄君) 福祉施設の概念でござりますが、これは災害補償法第二十二条に出でおりますがその内容でございますが、ごく平易に申し上げますれば、公務上の災害を受けた者に対する福祉ということがこの内容でございます。で

この施設ということばからくる感じいたしましては、何か具体的な設備のように受け取られます
が、私どもはそういった方向を、災害を受けた者の福祉に必要な施策及び設備というふうに幅広く
考えております。で、設備といいますれば、たとえば病院であるとか、それからリハビリテーション
に関する施設等が入るうと思います。内容としましては、この二十二条に一号から五号まで書いてございますが、たとえば、いま申しましたほかに補装具に関する施設であるとか、けがの処置に
関する施設というようなものがその内容でございます。なお、その条文の第五号に、「その他必要と認める施設」という条文を幅広く私どもは読みまして、先ほど来問題になつておきました休業援護金あるいは奨学援護金というような制度を、この条文を受けまして私どもつくつてある次第でござります。なお、労災に保険施設ということばがございますが、労災保険に言う保険施設も私どもの言う福祉施設も内容的には全く同じであるといふように理解しております。ただ、労災の場合には、この設備につきましては、設備、この福祉施設に関する設備の設置並びに運営は、労働福祉事業団が行なっております。わがほうでは既存の設備を利用して行なっている、それだけの差がござります。

○鶴園哲夫君 この福祉施設といふのは公務災害補償法の場合に重要な役割りを果たすわけですがれども、これは公務員全体の平等な福祉施設にならなくなっていますか。これは病院の話がありませんですけれども、これは平等には、とても国家公務員全体に均等にその病院というものが福祉施設としてその効力を發揮するということにはならないのではないか。私よくわからないから伺つておりますが、全体として国家公務員に公平平等にその福祉施設が効力を持つていいのかどうか。つまり、災害を受けた場合、公務災害を受けた場合に同じような役割りを果たしているのかどうか。という点についてお伺いしたい。

○政府委員(島四男雄君) ただいまのお話は、結

局そういう災害を受けた者について、こういった福祉施設がどのように利用活用されているか、その間に職員によって実施機関が差別を設けていなかったかというお話を問題題かと思いますが、は全く実施機関が行なっているところでございまして、私ども、少なくともこの制度のたてまえと見て、常勤職員であらうと非常勤職員であらうと、福祉施設の利用について差別が制度的には全くないということは申し上げられると思います。現実にどのようにそれを行なっているかということについては、必ずしも詳細には存じておりません。

○鶴園哲夫君 遺族補償についてお尋ねをしたいのですけれども、これは遺族補償の場合に、公務員災害補償法が、日給を算定をしてそれに何日か、千日とか、四百日とか三百日とか、そういう日数をかけるという形をとっていますけれども、そのため公務員が公務において死亡したという場合に、まあ二十ぐらいの人人が死亡すると、それとまあ五十ぐらいの人たちが死亡するといふ場合を取りますと、これはどうしても給与の高い低いによって非常な差が出てくるわけです。若い者はほど小さな額になってしまふ。年輩の者ほどこれは大きくなるといういまの状況なのですけれども、これはいまの賠償なり補償というものから言いますと逆になつておる。いま交通事故が起きたという場合になりますと、若い者はほど高い補償、ホーフマン方式といいまして、そういう形になつてゐるわけですね。ですから、いまの国家公務員災害補償法は、そういう意味ではアンバランスになつてゐるということ、逆になつているといいますが、そういう形になつてゐるのだが、どういうふうに考えていらっしゃるのか。まあ昭和二十六年にできたいまの国家公務員災害補償法の基本的な考え方と、いうものを変える必要が出てきているよう思うのです、この四、五年の状況というのは。その点が一つです。それからもう一つは、金額があまりにも小さ

い。二十九か二十四、五、あるいは三十前で公務によつて死亡するとしますと、大体百万ぐらい、百四、五十万ということです。そうすると、これあまりにも少ないということになる。完全補償でないとしても、これはあまりにも小さい。そういう二つにつきまして、考え方をひとつ伺つておきたい。

○政府委員(島田男雄君) 遺族補償の場合に、弱年者が死亡した場合と年配者が死亡した場合とは、当然平均給付額に差がござりますので、給与の高い者ほどその遺族補償の金額が高くなる。こういう制度に現在なつてゐるわけでございますが、これはやはり補償法全体を貫く理念といいましては、稼得能力の喪失に対する補てんということからくる当然の帰結ではないか。したがつて、まさに死亡した者が受けた給与の差によつて遺族補償の金額に差が出るのは、これはやむを得ないことではなかろうかと、こういうふうに考えております。

それからもう一つの後段の問題でござりますが、現在の遺族補償年金にしても一時金にしても、あまりに少ないではないかといふ御議論は、これほどまことにごもっともな御意見かと思います。そういう意味におきましても、私どもでは、今回遺族補償年金を一〇%程度ふやすことをこの法案の中に盛り込んであります。そういう意味で逐次改善していきたい。それからまた遺族補償一時金についても、千日分というのはあまりにも少ないのでないかということは、当然私どもも考えていいわけではございません。特に民間の場合においては、若干そういう場合の上積みがあるや聞いておりますが、はたしてそういう民間の実態がどういうことになつておりますか。少なくとも国家公務員の場合は、すべて法定主義でございましては、基礎法なり労災保険法によつて一応最低基準が定められており、したがつて団体協約等にいうものはできません。で、民間の場合におきまつてその間上積みすることは一応可能でござ

ます。もしそれが著しく国家公務員に比べて、そういうものが非常に高いという趨勢が出ますれば、当然私どもとしても何らかの措置をしなければいかぬということで、今後そういう問題について民間の動向等につきましては詳細に調査を続けてまいりたいと、このように考えております。

○鶴園哲夫君 いま局長の答弁いただきました前段の、つまり若い者が死亡した場合、その補償が小さくて年配の者が多いというのはやむを得ないというお考えなんですね。ですから、何か最低小さい、若い者がですね。ですから、何か最低保障みたいなものが必要になるのではないか。そういうふうに私は思つてます。この場合もこれまた算定の基準がたいへんウエートが大きいわけなんです。というのは、日給をはじくわけですからね、日給のはじき方が、またみみつちいはじき方をされる、これは欠けるわけなんですかね。ですから、どうしても私は最低保障みたいなものを置く必要があるのではないか。確かに二十二歳で死んだら、それは交通災害で死ねばいいへんな補償が出るのだけれども、公務によって死んだ場合はこれはまことにこまかいのだという理解ができないと思うのですね。ですから、最低保障というようなものをおつくりになつたらどうかと思うのです。あまり小さいのはこれはちょっとどうもまずいですね。この点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(島田四郎雄君) お話を伺つて、私は尊重してまいらなければならぬと思います。現

ましたが、これはあたりまえな話ですね。若い人が死にますと、いま言うように八十万円か七十万円ぐらいでしょ。定員外の国家公務員であります場合はまだ小さいですね。交通災害で死んだ場合は御承知のことなんですが、いま公務で死ん

だという場合に七十万や六十万では非常に困るの

で、そこでぜひ、いま申し上げましたように、最

低保障額というのをきめていただく。何かそういう

ようなことでもしていただかないと、これはど

うもおかしな状態だと思いますね。総裁からも

ぜひひとつ答弁をいただいておきたいと思うの

です。

○政府委員(佐藤達夫君) すべて少しでもよくす

ることについて、私どもかねがね基本的に考

えているところでもございまして、いまお示しの点

も、伺つておれば、これは確かに一つの御議論で

あります。ただいま副長官からお話をございましたよ

うに、警察庁、消防庁の職員といったような特殊業

務に従事する公務員が、危害を加えられましたは災

害をこうむることをあらかじめ予測できるにもか

かわらず、その危険を顧みることなく職務を行

なつたというために死亡したり不具磨疾になつた

という場合に、大臣の訓令、あるいは警察でござ

りますと国家公安委員会の規則といつたようなこ

とを根拠としまして、報償費のうちから賞じゅつ

金という名前で支給されるものが、ただいまお話

がございましたような賞じゅつ金の制度でござい

ます。

○鶴園哲夫君 国家公務員災害補償法は警察官な

りあるいは自衛官等にも適用されるわけです。こ

こでは自衛官の問題は別にいたしまして、警察官

あるいは海上保安官、そういう人たちにも適用さ

れるわけなんですが、よく新聞にも出ますが、警

察官に対する三百万、五百万の、公務で死亡した

場合そういう報償金みたいなものが出ています

ね。私ども新聞等で見るわけですが、警察官なり

あるいは海上保安官等に対しまして、公務によつ

て死亡した場合にそういう特殊な報償金のような

ものが——ことは私正確に記憶しておりません

ですが、とにかくそういう金の支出が行なわれ

る。その実情と根拠、行なわれております根拠で

ございます。

それから消防庁におきましては、告示といふこ

とで消防表彰規程を根拠といたしまして、警察の

表彰規則と同じような内容でいたしております。

さらに法務省におきまして、法務省職員賞じゅ

つ規程、これは法務省の訓令でござります——が

ございます。

○政府委員(秦徹郎君) 特に非常に危険度が高

い、しかもその危害や災害をこうむることがある

程度あらかじめ予測されるにもかかわらず、職務

が死にますと、いま言うように八十万円か七十万

円ぐらいでしょ。定員外の国家公務員であります

が死にますと、いまいうように八十万円か七十万

円ぐらいでしょ。定員外の国家公務員であります

らない、国家公務員だけですね。

○政府委員(栗山廉平君) 先ほど私が御説明申し上げました警察表彰規則、つまり國家公安委員会の規則でございますが、これの対象となりますものは国家公務員の關係とそれから地方公務員の警察官、両方含めて規定してございます。

○鶴園哲夫君 国家公安委員会にいる国家公務員、いわゆる警察官ですね、その運用状況ですが、一年にどの程度あるものか、この四、五年の状況ですね。されど、人数だけでいいです、どの程度一年にあるものか、いわゆる国家公務員としての警察官です。○政府委員(栗山廉平君) 恐縮でございますが、ただいまちょっと資料を持ってまいりませんで、あとで調べまして御報告申し上げたいと存じます。

○鶴園哲夫君 こういう国家公務員災害補償法のほかにこういうようなものができるといふことは、これはどういう意味なのか、その点をひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(栗山廉平君) 災害が起きました場合に、災害補償法のほかにこういう規定を設けておるのはどういうわけかという御質問でございますが、先ほどから御説明申し上げましたように、公務のうちで特に危険が加えられる、あるいは災害をこうむるということが予測できるというような公務、しかるに、職務上それが予測できるにもかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したという場合に、一般の公務災害よりも何かしら不具喪失になしてあげる必要があるのではないかといふところから出でるものと考えるわけでございますが、ただし、その内容が非常にまだつきりわれわれとして割り切ることがなかなかむずかしいうございまして、先ほどからちよつと申し上げておりますように、表向きは表彰の一環といったようなかつこうでいたされたおわけでございますが、しかし、その内容を拝見いたしましたと必ずしもその職務に殉した、あるいは不具喪失になつたと、公務遂行上なつた、非常な危険をおかしな

がらなつたという、その表彰だけではどうも割り切れないというふうに思われるところでございまして、やはり補償的な気持ちも加わつておるのでないかということが強く感じられるわけでござります。そこで、この点につきましては、いまもつと突っ込んで解明をする必要があるのでないかと思います。そこで、この点につきましては、いまからうかということで、災害補償の特別調査研究会というものを人事院が設けられまして御研究を願つておるところでございます。

○鶴園哲夫君 これは人事院總裁、いま局長から説明があつたんですが、国家公務員災害補償法をすべての国家公務員に適用する、しかしその上にもう一つそれに類するようなものが、表彰というような意味をかねまして行なわれている。で、公務遂行で死亡したものについては同じなんだが、しかし、先ほど説明がありましたように、何かそぞれども、いずれにしても説明としては、危険を予測する、そういうことで死亡した、あるいは死に至るのではなくて、われわれとしては、危険を予測する、そういうことで死亡した、あるいは死に至るのではないかと私は考へるわけなんです。そこにはどういうふうに考えていらっしゃいますか。もしそうであるとしますと、これは私が先ほど以来申し上げておりますように、二十二歳の国家公務員が公務によって死亡したという場合に、

○鶴園哲夫君 この調査室で調べていただいたものによりますと、警察庁で、ですからこゝは国家公務員たる警察官だと思うのですが、あるいはそれと同じような人たぢだと思ふんですが、それを見ていていらっしゃるのか。また、先ほど御説明がありましたように、特別調査会といふようなものの中でもういうような検討をされていらっしゃるのか、それについてお尋ねをいたしたいと思ひます。そこで、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。もしそうであるとしますと、これは私が先ほど以来申し上げましたように、二十二歳の国家公務員が公務によって死亡したという場合に、

○鶴園哲夫君 まさにいろいろお尋ねをしたいことがありますと、警視庁で、警視庁の死亡というのは非常に多いのだなどひっくりしましてですね。いま警察官のお話を聞きますと警察官関係、つまり国家公務員の警察官で七名、それにはまあ地方の、都道府県の警察官でいえば三十八名、四十五名ですね。年間四十五名、それだけの公務による死亡がある。ところが林野庁の場合にはこれは四十名ぐらいは毎年死亡があるわけですね。まあ公務による負傷というようなことにありますと、いまの一万多ところの騒ぎじゃないですか。一人、二人ということですね、警察官で見た場合、つまり七千七百名でいった場合は、

なんだが、林野庁の木を切る連中、これはやっぱりこれは災害り危険を顧みずということになるんですね、これだけの死亡が出ますと。人員からいいますと七、八万ぐらいのもの、山の労働者の場合、国家公務員の場合は。ですから、どうもこれはやっぱり山の労働者もほう賞を出さなければいけませんね、この際に。たいへん危険ですよ、これ。七、八万おつて、それで年間四十名ぐらいの死者が出ている。警察官の場合は十七、八万ですかな警察官は。それで年間にやはり四十名ぐらいの死亡が出てるということになりますと、これはどうも林野庁のほうがたいへんな職場だということになります。警察官よりもたいへんな職場だということになるんですね。これは総裁、やっぱりほう賞金のようものを考えなければいけませんね。これは笑いごとじゃないですよ。ほんとうですよ、これ。

【委員長退席、理事八田一郎君着席】

まあそれは一応あれますが、どうも私は自衛官並びに警察官、海上保安庁その他厚生省法務省等において武器を持って公務を遂行している、そ

ういう人たちに対しては死亡あるいは不具になつた場合、先ほどのような特殊なほう賞というものが行なわれている。ですが、それ以外の一般の公務員といふものはそういうものは一切ないんだといふことですね。それじゃ、危険であるかどうかという観点からいえば、いま私が一例を申し上げたんですけれども、警察庁の関係と山の国家公務員の場合とどうかというと、どうも死亡の状況、負傷の状況から見れば、はるかに何倍と山の国家公務員のほうが危険だと事実が示している。負傷の場合においても死亡の場合においてもしかりといふふうに言えます。何かちょっと変な感じがするのですけれども、総裁は変な感じがしませんか。これはやはり国家公務員災害補償法といふのが基本的にやっぱり検討されなければならぬのじやないでしょか。どうもほう賞という形であります。ほどの話の警察官、あるいは海上保安官といふものの死亡の場合、あるいは負傷した場合に、そういうふうな形で処理されるというのもおかしな話

だと思うのですね。ですから、やはりこれは災害補償なら災害補償の中ですべて統一をして処理をされる

ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 実は個人的なことを申しますと、私はまあ別な縁故から国有林の作業に非常に通じておるつもりでありますけれども、そういう意味ではお話をよくわかります。ただ、いまの

度とのバランスということから申しますと、非

常

に消極的な形で今まで運用がされておるとい

うことは事実でありますけれども、私どもの立場としては、少しでもこれ前進の形でいくべきだ、

ILOの条約あたりにもそういうことがあったと

思います。それに近づけるという意味もありま

す。

○鶴園哲夫君 これは総裁、私はよく承知してな

いのですけれども、いまの特別調査会といふ

ねいたします。

他の度合いからいえば、もっと一般的の、たとえば特に山の公務員の場合は一番大きいですね、山の場合についても特殊な考え方を持つ必要がある。林野庁は、御承知のように、山の慰靈碑を持っています。毎年三十人、四十人死にます。毎年たいへんな人が負傷するわけですが、慰靈碑を持つてあります。高尾山にある慰靈碑ですね。山の霊を祭つておるわけです。そういう特殊な職場

ひつ考え方なりを伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 実は個人的なことを申しますと、私はまあ別な縁故から国有林の作業に非常に通じておるつもりでありますけれども、そういう意味ではお話をよくわかります。ただ、いまの

感覚を受けますが、ただ、総裁のいまおつ

しゃいましたように、私も総裁のお話を全く同感であります。確かに公務員の中にあっては、山の公

務員というのは、全部が全部じゃございませんで

すけれども、特に危険なしたがって、結果としま

して、これは警官よりも率でいきますとはる

かに死亡率が高いといふこともなるわけですね。負傷率も非常に高いということになるわけ

であります。負傷率も非常に高いといふことになるわけですね。負傷率も非常に高いといふことになるわけですね。

○鶴園哲夫君 非常に大きな問題ですが、人事院としては少しこれちょっととマンマンですね。しょっとのんびりしてますね。

【理事八田一郎君退席、委員長着席】

○鶴園哲夫君 非常に大きな問題ですが、人事院としては少しこれちょっととマンマンですね。しょっとのんびりしてますね。

○鶴園哲夫君 非常に大きな問題ですが、人事院としては少しこれちょっととマンマンですね。しょっとのんびりしてますね。

○鶴園哲夫君 この公務災害として出ている件数

でございます。現在のところではとにかく一步は

進めておるということです。

例としてはいま申し上げたような事例が幾つかあるということを申し上げておきます。

○鶴園哲夫君 総裁のお話にありましただけれども、公務員一般が受け取っている感じとしては、通勤途上における公務員自身は公務災害とは、なかなか実際は非常に否定的な面が多いですね。例外的にしか公務災害にならない。一般公務員の場合はほとんどならないと言つていいのじゃないかと思いますね。そういう意味で、総裁もおっしゃるようだ、非常に消極的だというふうに受け取れるわけですからけれども、何かこれ、やはり消極的じやなくて正常な形といいますか、もう少し積極的にこの問題については検討される必要があると私は思うのですけれども、いまの検討の状況の中では非常に例外的にしか認められないということになりますと、官庁で使つている特殊な車に乗つているかどうかというようなことになつてみたり——そんな車に乗る人はもうほんとうにいないのですからね、そういうものは、そろそろいつまでも公務災害にならないという形になつちゃうのですね。ですから、積極的に通勤途上における公務災害についてすみやかに検討していただきたいと思うのですけれども、総裁いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどの消極的ということばを、いかにも人事院が消極的であるのかどうとに翻訳されて御発言になつたのですが、そうじゃないのです。私が消極的と申し上げますのは、一般的の労災関係の適用が消極的であるにもかかわらずということで力を入れているのでございまますから、したがつて、一步、二歩前進したかまえで、いま局長のお答えしたような場面については進んだ形をとつておると、しかし、これも筋の立つ限りはさらに広げていくことが ILO の条約の趣旨にも合うことだし、そう遠慮する必要もなからうという気持ちで前向きに——前向きといふよりも前進のかまえでわれわれは臨んでいよいように御了解願いたいと思います。

○鶴園哲夫君 どうもあとのほうを私ちょっと聞

ます。

かつたもんですから誤解をして恐縮でございました。お尋ねしますのは、これまた非常に多くいるのですけれども、最近マイカーが多くましたですね。車を使って、あるいはちょっと車を使つて役所に出てくる。公務ですと、単車を使つて役所の車で行けばいいのですが、そもそも行を役所の車で行けばいいのですが、そもそも行は公務によるところの死亡という判決を出したことが多いわけですから、結構いませんで、ない場合が多いわけですから、結構問題が非常に広がっているわけですから、非常に多くなっていることは事実でございますが、それからまた多くなるかと思うのですがね、そういう点についてのいまの検討状況といいますか、それを伺つておきたいと思います。

府委員(島四男雄君) お話しのような事例が非常に多くなっていることは事実でございますが、まあ考え方として申し上げますと、かりに官僚的でなくともマイカーで役所の仕事を行なう、あるいはバイク等を使用して公務を行なうというのも、必ずしも特段の命令がなくても通常の、恣意的にそれを使うということではない限り一応公務上の扱いにしてもよろしいのではないかと思ひます。たゞどうのが私どもの考え方でございます。たゞ現実に私のほうへそういう事例があまり参つていませんので、具体的な判断をお示ししておせんが、私のほうの考え方としてはそういうふうにござります。

宮哲夫君 これはそういう事件としては相当珍らしくないかと思いますがね。特に地方公務員が多いためだらうと思います。ですが、次にいうのが私が厚生省はそれを認めないと認めなかつた。裁判になつて東京地裁が公務によるところの死亡という判決を出した。人事院にまた出したところが、人事院

かり妙な話だと思うのですけれども、厚生省です
よ、これは、厚生省が、いかぬ。それから肝心の
人事院が、またいかぬ。そして裁判所がこれは公
務だと、こう言つたというのですね。私はこの事
件で思いますのは、判定ですね、これは公務であ
るかどうかという判定に非常に問題があるので
ないかと思つているのですよ。あれが公務災害か
なあというのが公務災害にけろ、となつてみた
り、総裁、頭ひねつておられるけれども、そうか
といつて、これは公務災害だと思うけれども、な
いかと思つているのですよ。あれが公務災害か
なあといふのが公務災害にけろ、となつてみた
り、そういうのはいろいろあるのですよ。総裁は
字づらで見ておられるから、それはないかもしけ
ない。われわれいろいろ聞きますと、あるわけで
すよ。あれが公務災害になるんだからなあと、よ
く笑い話になるわけです。ですから、これは判定
のしかたがいろいろ問題があるのでじやないかと思
います。裁定じゃなくて、出すほうも問題あります
ですね。これ申請をするほうもいろいろあるんじや
ないかと思うんだけれども、しかし、いま厚生省
が否定をし、人事院が否定をして裁判がこれを認
めたという場合の経緯はどうなつていてるんです
か。人事院はこれを受けとめられるわけですか。
結果はどうなつておるんでしょ。

○政府委員(佐藤達夫君) さつきの認定のあり方のお話から、しつこいようになりますけれども、われわれとしては認定をやります場合には、不服の審査請求が来ますと、私たち自身がそれにタッチいたしまして、慎重に資料その他によつて、資料ができますにも、職員局あるいは公平局から現地に行きました、京都の場合もそうです。現地についてあらゆる報告、調査をした上で、そうして最後に私どものところに参りました人事院会議でこれをきめるわけです。私どもとしても、少しでも理由が立つものは助けろという気持ちでやつておるわけでございます。したがいまして、先ほどちよつとおことばにありましたように、こんなものまでが、というようなことがちよつと出来ましたけれども、こんななものまでが、ということをあまりおっしゃいますと、われわれもこれはちよつと引き締めなければならぬということになるので、それはあまりおっしゃらないで、もう少しく理解のある審査をしろという方向のおことばとしてわれわれはまあ了解しておきますけれども、この京都の場合も、われわれ自身が十分調査、審査をしました上で正しいという判定をしたわけなんですよ。私自身はこの判定が粗漏であった、間違いであつたとは思いません。しかし、第三者の裁判所がまた別の角度からこれをお認めになつたのです。それから、スライド制の問題については、これは数年来かなりお話を出てきておるところで、われわれも非常に気にしながら研究を進めておるということでござります。たびたび申しましたように、他の制度との関係等がやはり当面の考慮の対象にもなりますので、そういうこともあわせ考えながら検討を日下進めておるということで御了承願います。

○鶴園哲夫君 まあ先ほども私が申し上げました、あるいは一面を拡大しまして誤解をしている面もあるのだろうと思いますね。実際まあそういう話がちょこちょこあるわけですから、しかし、それはその一面を非常に強調してまあ笑い話

○政府委員(佐藤達夫君)さつきの認定のあり方のお話から、しつこいようになりますけれども、われわれとしては認定をやります場合には、不服の審査請求が来ますと、私たち自身がそれにタッチいたしまして、慎重に資料その他によつて――資料ができますにも、職員局あるいは公平局から現地に行きました、京都の場合もそうです。現地についてあらゆる報告、調査をした上で、そうして最後に私どものところに参りまして人事院会議でこれをきめるわけです。私どもとしても、少しでも理由が立つものは助けろという気持ちでやつておるわけでございます。したがいまして、先ほどちょっととおことばにありましたように、こんなものまでがというようなことがちょっと出来ましたけれども、こんなものまでがということをあまりおっしゃいますと、われわれもこれはちょっと引き締めなければならぬということになるので、それはあまりおっしゃらないで、もう少しく理解のある審査をしろという方向のおことばとしてわれわれはまあ了解しておきますけれども、この京都の場合も、われわれ自身が十分調査、審査をしました上で正しいという判定をしたわけなんですよ。私自身はこの判定が粗漏であった、間違いであつたとは思いません。しかし、第三者の裁判所がまた別の角度からこれをお認めになつたのでしょうか、これに対しても異議は言わない。

それから、スライド制の問題については、これは数年来かなりお話を出てきておるところで、われわれも非常に気にしながら研究を進めておるということでござります。たびたび申しましたように、他の制度との関係等がやはり当面の考慮の対象にもなりますので、そういうこともあわせ考えながら検討を日下進めておるということで御了承願います。

○鶴園哲天君 まあ先ほども私が申し上げました、あるいは一面を拡大しまして誤解をしている面もあるのだろうと思いますね。実際まあそういう話がちょうどあるわけですから、しかしながら検討を日下進めておるということで御了承願います。

Digitized by srujanika@gmail.com

が、現在でよろしい、こういうお考えですか、それとも一步を進めてさらに完べきを期する、こういうことです。そつ点は、ハハですね。

○説明員(齋藤誠三君) 私どもとしましても、現時点で治療法等がまだ未確立でございますので、十分と私は思っておりません。さらに鋭意研究を進らまことにござります。

泉療法等につきましてもいろいろ現在研究中でござりますが、来年の一月から八名の患者につきましては、福島の労災病院で温泉療法を実施するということで現在打ち合わせ中でございます。

○政府委員(島四男雄君) これは災害補償全般について言える問題でございますが、この補償給付が多くれば多いほどいいということは言うまでがないことでございます。特にこの白ろう病患者についてははたいへんお気の毒である、必ずしも現在の給付が十分であるというふうには私どもは考えをしておりません。その意味においては今後ますます販售に努力をして、こうすることを考えております。

お詫び多めでいたいといふことをお尋ねするが、それから、ただいま療養補償の手段として温泉療法の問題を御指摘になりましてけれども、おこなうべき対策として必要欠くべからざるものであるといふことが通説であるといふことはございましたけれども、これについては医学界の間にいろいろ意見がございまして、私ども必ずしも通説であるというふうには考えておらないわけでござります。たゞ、もう少し医学が進歩いたしまして、それが温泉療法が白らう病にきくといふことが立証されれば、療養の中にそういうものを取り入れるということについてはやぶさかではございませんが、そういう意味でまあ医学界の結論が一日も早く出ることを私どもは期待しているわけでございます。

とするならば、次善の策として、まず病気になつた人をおおしてやる。なおつた人を今度はどうするか、二年で生活補償は打ち切りということですが、それではやれないではありませんか。なおつきない、就労の機会がない、こういう状態はほつてはおけないと思う。ですから、何でも万全はけつこうでありますけれども、現段階においてとり得る次善の策といふものは早急におとりになる必要があるのではないかでしょうか。そういうことを私はやはり次々と手を打っていく、こういふことを促したいのです。どうですか。

○説明員(齋藤誠三君) 先ほどもお答えいたしましたように、われわれとしてもできるだけの努力はしておるわけでございまして、温泉療法等につきましても、いろいろ医学界でまだはつきりした結論は出ておらないわけであります。われわれのほうとしましても非常に关心を持ちまして、来年早々から福島でそういう療養の研究といいますか、そういうことをやろうとしておるわけでござります。そういう意味で賃金補償等につきましては、いろいろ問題が出てまいりますれば、誠意をもって検討し、また労働組合とも十分協議してまいります。

○足鹿覺君 私は、温泉療法で治療の結果なおるとは聞いておりません。厚生省の御意見としてても、患者の苦痛をやわらげるため云々ということになつておるということは先ほど申し上げたところなんですね。まずこの苦しみあついでおる人々のためにそういうことを全面的にやりになつたらいいがですか、それがあたたかい政治というものじやないでしようか。審議会の結論が出るまで、いつまでも待つお考えでしようか。

○政府委員(島四男雄君) 私のほうは実施機関に対する一応指導するというか、そういう立場にあります。そこでございますが、もちろんそういう患者の苦痛を少しでもやわらげるためのあらゆる手段を講ずるということは、これは言うまでもないことですが、それがあたたかい政治といふものでございまして、実施機関においてそのような御配慮されることは一向差しつかないのでござい

ります。ただ私のほうとしての立場としては、やはり医学的というか、何かやはりある施策を講ずるために、確固たる根拠がなければなかなか明確な指導ができないという点もございますので、そういう意味で先ほど申し上げたわけでござりますが、これは事実上そういうことについて実施機関がおやりになるということであれば、私どもは何ら反対するものではございません。

○足鹿覺君 こればかりにこだわっておると先に進めませんから、先に進みますが、政府は白ろう病の治療を完全に行なうような各省にまたがる総合施策を講じていくことがやはり根本的に必要である。それは審議会の議を持たなければやれないのですか、どうですかということになります。一例をとりますと、予防対策として機械の規格基準の使用規制等を規定するということです。なつてしまふものに対する以上に、また同等以上に必要だらうと思うのです。この点についてお考えはありませんか。

○説明員(齋藤誠三君) 現在時間規制の対象としている機械は、エンジン・刈り払い機等でございますが、われわれといたしましても、白ろう病の発生を、減少といいますか、少なくするために、無振動機械の開発がきわめて有効であらうと考えております。これまで、現在国有林野事業におきまして五百台程度の無振動機械を入れまして、実験的に無振動機械による白ろう病の予防対策としての検討をいたしておるわけでございます。また、林業試験場等におきましても、無振動機械の開発等について現在研究をいたし、また機械メーカーのほうにおきましても、そういった種類の開発研究を現在やっていただいているわけであります。

○足鹿覺君 労働省伺いますが、いまお聞きのとおりなのですね。お聞きのとおりですが、あなたのところの対策を見ますとのに、いろいろと御のほうにおきましても、そういうたいた種類の開発研究を現在やっていただいているわけであります。

県の労働基準局長あてに「チエンソーアー使用に伴う振动障害の予防について」という一片の通達しか

出ていない。労働省に局所振動障害予防対策委員会を設けて検討するのだと、こういうことに尽きておるのでですが、これでよろしいのですか。いわゆる国有林等においては、今まで私とのやりとりでお聞きになつて若干前進しておる。しかし、公有林であるとか民有林で働くおる労働者に対する規制等の措置も何ら講ぜられておらない。放置せられたままである。また、国有林で働くおる労働者よりもっとふだんの待遇も悪いし、また白るう病対策に欠くるところ大きな格差があるということは、たれも認めることではあります。しかるに、このような通達一本で、そしてあなたから進んで私の質問に答えようとなさらないのはどういうわけですか。これ以外に積極的にこの問題とどう取り組もうとしておられるのか。どう対処されようとしておられるのか。いま無振動機械の開発等についても、林野庁は検討しております、研究機関等を通じて検討しておるということござりますが、そのほうの関係は——民有林、公有林についてはあなたのほうの所管になるわけですから、あなたのほうとしてはどういうふうになさつておりますか。

り、私も予算委員会で問題にしましたが、特に社会労働委員会においては、振動の基準を出せと。いうので私どもの同僚の吉田議員があなたの方に迫った。努力して基準なり無振動の機械をつくります、こう御発言になつた経緯もある。このとき民主党の人が、人間の健康や生命に確実に危害を加えるというデータがないから機械使用の禁止ができないというが、確実に無害であるというデータがそろつて初めて許可すべきだという声を上りがつておるじやありませんか。これは党派性の問題ではないです。したがつて、振動の基準も明らかにならない。無振動の機械もいつ開発できるかわからない。こういうことであるならば、これは明らかに使用禁止すべきだ。そういう措置をとらざるを得ないじやないです。次から次と白ろう病が出でてくることは必至であります。あなたはいまこの二月二十八日の通達を説明されました。これは私も読んでおります。「操作時間在一日一時間以内に規制するとともに、作業の過程にチエンソーを操作しない作業を組み入れ、」云々と、こいう通達が出ておるだけであつて、これが守られておるという証拠をあなた方は握つておられですか。ここであなたの方の通達どおりの、林野庁並みの少なくとも作業がやられておるという証拠がありますか。あつたら教えてください。

○説明員(山本秀夫君) 十月の末と思いますが、実はその順守の状況につきまして調査をするよう各局に指示をしまして、その結果がばつばつ集まつてきておるという段階でございます。

○足鹿覺君 よくわかりません。

○説明員(山本秀夫君) 十月の末でこの通達の順守状況の調査をするようにいたしましたて、その結果をいま集めておる段階でござります。

○足鹿覺君 去年の二月二十八日ですよ。去年の二月二十八日に出した通達の、全国で八十名や百名足らずの白ろう病患者の分布なり、民有林や公有林の実態がつかめないほど基準局というものは、そんなに手続がむずかしいのですか。言いたくなけれども、そんな答弁は——私はきょうは懲園

君の補充質問ですかから、簡単に簡単にことになります。本格的に聞くということになります。
○説明員(山本秀夫君) 通達は実はことしの二月に出しました。そうして半年後はどうかというところで調べておるわけでござります。
○足鹿覺君 四十四年二月二十八日じゃないですか。
○説明員(山本秀夫君) 四十五年でございます。
○足鹿覺君 私の資料によると、基癡第一三四号、昭和四十四年二月二十八日、労働省労働基準局長となっておりますが、こっちが間違いでですか。それではその通達の写しをあとで持ってきて見せてくませんか。間違いなら。
○説明員(山本秀夫君) はい。
○足鹿覺君 間違いにいたしましても、二月からもう年末ですから、何万人の人間を調べるならば別ですが、わずか百名内外の、あるいは拡大してみても知れた数を捕捉することは、これはわずかな時間でできるのじゃないですか。やっていない証拠じゃないですか。
○説明員(山本秀夫君) 全国に約十五万人ほどおると思われますこの林業関係の方々のこの問題につきまして、実は七月の末に通達を出しまして、全員のアンケートをとつております。それが次第に集まってきておりますが、まだ実は一万人程度しか回収されておりません。そこでことじゅうにはぜひ回収を終えたいと思って、そのような措置をしております。
○足鹿覺君 少なくともあなた方の指導方針はどうしようというのですか。国有林の白ろう病対策の水準にまで近づけて、それを完全実施せしめるところ、こういうことが確約できますか。私は、前段で申し上げたように、現在とられてる国有林の林業労働者に対してもまだ不十分だという前提で言っているのですが、少なくとも公有林、民有林で働いてる林業労働者諸君は、その国有林並みにはとても行つております。それはもう大体常

識でわかったことなんです。ですから、あなたの方は少なくとも国有林のとつおられる白ろう病対策の水準にまで近づけると、いつころを日途にして近づけるのだと、こういうあなたたは確信をもつて御答弁にならなければ答弁になりませんよ。そんな遅々としたことで、ああそうですかというわけにはまいりませんね。あなたたが所をかえて私の席へすわって、私がそういう答弁したら、あなたはどうしますか、そんなことであなた満足するはずはない。これは別に政策に大きな変換を迫るとか、あるいはその他政策の大きな修正をするとかいう、そういうものではありません。限られた人員に対して、少なくとも人道的に見てやらなければならぬ最小限度のことなんです。そういう立場から私は申し上げておるんでして、もう少し前向きの御答弁をお願いします。

○失鹿覺君 これは林野庁は国有林だけを管理しておるわけではないのですから、わが国の八〇%近くの国土の森林資源の保護、造成にあたっておられるわけなんとして、したがつて、いまのような状態が続きますならば、最低の、しかも季節的な労働者で、労働基準法の適用もなかなかむかしにくい、失業保険の適用もだんだん狭まつてくる、自らう病になつても国有林並みの取り扱いもなかなか受けがたい、こういう悪条件の山積した中で、あなた方が国有林だけにとらわれておるならともかくも、日本本土の山林資源に対する全体の責任を林野庁が負うとするならば、こういう状態が続ければ、林業労務者はおそらく枯渇して、山あれども人なし、こうしたことにならざるを得ないと思ふ。そういう状態になつて、はたして今後の林業行政が円滑に推進できるとお考えになりますか。まことに私は労働省、林野庁、それから人事院と分かれておるこの白ろう病対策にあらわれる、何といいますか、ばらばら行政を遺憾に思いますが、いま言つたような対策から、あなた方は国有林だけを管理しておる林野庁じやないでしよう。

政といたしましては、森林組合等を通じてのこの種災害の防止等にもいろいろな面で努力をいたしておりまして、また県庁等に対しても指導を徹底しているつもりでございますけれども、まだ明らかな成果があがるまでに至っておらないわけでございます。今後十分に真剣に取り組んでまいりたいと存じます。

し
い
か
ん

○説明員(齋藤誠三君) 無振動機械につきましては、先ほど申し上げましたように、国有林野においては本年度すでに四百八十台入っておりましたが、まだ一般的に無振動機械、電動チエーンソーで全部の作業を行なうまでに至っておりません。いろいろ現在試験研究あるいは実験的な意味をか

○足鹿覺君 もう一問だけ、労働省に。
いまお聞きのとおり、あなたのところで研究、研究と言つておる段階で、林野庁はすでに四百二十社など、製作メーカーはほぼ數社ございまして、チーンソーの製作メーカーの若干であるといふことでござります。後ほど会社名等は御連絡いたしたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御質問の趣旨をよく体しまして、前向きで検討してみたいと思います。

○足鹿覺君 抽象的な御答弁では満足できませんが、時間もありませんし、しつこくは申し上げませんが、無振動機械の開発の見通しはどうなんですか。いつになったらできるのですか。この前

○足鹿龍君・辰辰彌動幾城の開拓の見通しを聞いて、常々効果があるとなれば全般的に採用するよう考へ方でございます。

十台実験の段階に入つておる、御存じですか。
お研究を要するというはどういうことですか。
まだそれが完べきでない。実験の上であるから、
かうなが、振動基準と、いろいろな、かうな

そこで初めに今回の派遣法の、人事院がこの意見の申し出をされた理由は、先ほど説明がございましたけれども、私は初めに、この意見の申し出をされたということは、申し出の中にもあります

私が一年ほど前に質問をし、そして参考人を呼んで参議院の農林水産委員会でこの問題を追及したのです。参考人まで呼んでやつたのです。しかし、それからもうすでに相当過ぎております。一向にらちがあかない。これでは百年河清を待ったぐいではありませんか。もう少しお役所仕事とはいうものの、事の重大性にかんがみて促進をされる必要があるうと思いますが、いつになつたらそ

るんですよ。で、どうしてそんな遅々として進まないのですか。予算がないのですか。原因は何です。予算は何ぼつぎ込んでおるのですか、今日まで。じゃ、それを伺いましょう。あまり抽象的な答弁で逃げられると、私も質問打ち切りたいんですが、追及せざるを得ない。金がないんですか。○説明員(齋藤誠三君) 無振動機械につきましては、林業試験場等においてその改良について研究

ですか。で、いま開発されたものについては、「国有林、公有林等についての導入対策等について」といわゆる何といいますか、基準でつくられるも

よう、派遣される職員の待遇のいわゆる適正を
はかる必要があると認めていますよ
うに、現実には現在国際機関に派遣されている職
員が、いわゆる何といいますか、不利益をこうむっ
ているのだろうと思ひますが、そういう点が一つ
や二つじゃなくて相当出てきて、そうしてこの意
見の申し出があつたのだと思ひます。
そこで人事院総裁に初めに、私も調査室の資料

の無振動機械の開発ができるのですか、見通し
がん。もうその民間の委託研究とかなんとかいう
ようなまどろっこしいことはやめて、総力をあげ
るべきではないですか。少し手ぬるいです。いつ
になつたら無振動機械が開発できますか。できな
いという、またそれが研究を進めてできるという
確認、確証もない。振動基準もなかなかない。そ
ういうことになれば、この機械を残念ながらこれ

いたしておりますが、予算はちょっとお答えの資料を持ち合わせておりませんが、私が先ほど申しあげましたのは、すでに無振動機械としては実用化の段階にあるわけでございまして、その分が現在国有林では四百八十台のホーレストマイティという機械等でございますが、それを導入いたしまして、白るう病の予防あるいは根絶をやっておるということござります。それでその成績いかん

おりますが、この通達後、そういう実験用の無運動に近い、ないしはチャーンソーよりも被害が少ないであろうということは、まあ大体想定がつきますが、そういうものに対する労働省の、いわゆる民有林、公有林に対する指導方針はどうなんですか。それ伺いまして、最後に人事院に、就き能の労働者は、國のほうで何とかこれに對するごくわずかな人間になると思いますが、特

○政府委員(岡田勝一君) 従来、国際機関、外国政府等へ参ります場合にはいろいろな形でやつております。出張もあります。休職もございまして。場合によりますと退職して行つたというケー

は禁止する以外ない、そうでしょう。それとも、公有林や民有林は、この通達ではなくして、立法措置に訴えて、こういう人道上の、わずか三十歳前後の者が人間としてのいわゆる機能を喪失して

○足鹿覺君 その無振動機械というのは四百八十
によりましては、無振動機械を逐次全面的に入れ
ていくという考え方であるということを申し上げた
わけでございます。

の措置を御検討になる必要があろうと思いま
が、その点をあわせ御答弁を願います。

スもございします。したがいまして、形がぱらぱらありますということからいたしまして、その処遇もまたぱらぱらであるという。こういったわけではありません。そういうぱらぱらとということがひでござります。

しまう。そういうおそるべき病氣を説発する機械をこのまま続けることはできません。十年待ってもらひがあるかない。それではたとえ少数の林業労働者といえども、この人々によつて日本の森林産業は守られているのはありませんか。この人々の労に報いることもできないような行政があつていいでしようか。いつ無振動機械の開発をやりまさか。しかと御答弁願いたい。いつですか、見通

○説明員(齋藤誠三君) 現在四百八十台すでに国
有林で山に入つておりまして、現在実験中でござ
るのですが、無振動機械はまだ開発中だと言われ
たが、

○足鹿覺君 では、まだ採用していないという
とですか。
○説明員(山本秀夫君) はい。これからお尋ね
てまいりたいと思っております。

とつ職員にとって非常に不安全感を持たせる。自分は帰つたら一体どういうことになるのだろう、そのほか具体的な例で申しますと、休職して一たん行きました場合には、給与は自分の七十までしか出ません。日本から向こうへ参りますと、とにかく休職であれば、こちらの現職ではございませんので、日本本国政府の公務をやっているわけじやございませんので、向こうでの公務災害を受けま

しても、それはそれなりの向こうでは公務災害の扱いにしましても、日本国政府としての公務上の災害という扱いは受けないということになるわけでございます。それからまた退職手当につきまして、二年行きましたが、それは一年しか計算されない、半分の計算というふうなことで、そういう点が休職して行った場合に大きな物質的な不利な点であったわけでございます。

○峯山昭範君 いま三點ぐらいにわざつて申し出られた理由の説明がございましたけれども、そんなことはだいぶ前からわかつていただけないかと思います。人事院としては、一体いつごろこういう点をヤッセされたのか。私はこの法案が成立するということについては、いわゆる国際公務員といわれる人たちには、身分の保障を完ぺきにするわけでありますから、それこそ一日千秋の思いで待つておられただろうと思うのです。しかしながら、そういう面面もと早くやるべきじゃなかつたかという議論もあるわけです。こういう点については、これ以外のいろんな問題にも問題がありますし、一体この申し入れをされるに踏み切つた理由ですね。これもう少しはつきりしていただきはどうがいいんじゃないか、こういうふうに思つてゐるのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどちょっとその点に触れましたのであります、私どもの一応問題意識を持ってこれをとらえましたのは数年前のことです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどちょっとその点に触れましたのであります、私どもの一応問題

意識を持ってこれをとらえましたのは数年前のことです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどちょっとその点に触れましたのであります、私どもの一応問題について、たゞいま申し上げました勧告第三十五号として、たゞいま申し上げました勧告第三十五号において、できればお互いの政府間の人事交流を進めることによって円滑な復帰準備を促進すべきであるというので勧告が出たわけであります。それに従つて逐次、実は今までもうすでに昨年あたりからやつてしまつたのであります。が、この法律がなかつたために休職というふうな措置をとつて現在まで進めてまいつたわけであります。したがつて今度の勧告が、意見の申し出があつた機会に、琉球政府と日本の相互の人事交流についてもひとつ法律に載せてやっていきたいといふことで、現在沖縄対策庁においていろいろと具体案を進めております。現在のところ、もうす

して、一般の御关心もだんだん高まつてきて、大体機運は熟したということでこれを意見書の形で提出申し上げたというのがほんとうの真相でございます。

○峯山昭範君 大体わかりましたが、今回の申しこれの一番最後に沖縄の問題がしるされておりまます。これにつきまして、人事院总裁とそれから総務長官にお聞きしたいのですが、この申し出がありますように、結局沖縄復帰を控えていわゆる琉球政府へ職員の派遣をどんどんやらなければなりません。これにつきまして、人事院总裁とそれから総務長官にお聞きしたいのですが、この申し出がありますように、結局沖縄復帰を控えていわゆる琉球政府へ職員の派遣をどんどんやらなければなりません。

○峯山昭範君 いたまお話をございましたが、このために今回の法の制定を急いだ、そういうふうな点も言われておりますが、この点と、それからもう一点は、実際問題としてこの琉球政府に対していわゆる人事交流の計画ですね、これは一體どういうぐあいになつておられるのか、現状とこれから見通しについて長官のほうにお聞きします。

○政府委員(渡瀬郎君) たゞいまお話をございましたが、琉球政府との人事交流の問題であります。

○峯山昭範君 先ほど総務長官ですね、国際機関の日本人職員の定員の充足の問題であります。

○政府委員(渡瀬郎君) たゞいまお話をございましたが、琉球政府との人事交流の問題であります。

○峯山昭範君 先ほど答弁の中に、長官は充足率は年々上がつておられるのか、現状とこれから

きておられる、こういうふうなお話をございましたが、まだそれと反して割当人員も私は国連本部

なんかも年々ふえていくのじゃないかと実際思つておられる、これが現状とこれから

かけておられる、これが現状とこれから

場合に、常に我が邦人の職員の充足率の少ないことを——これはそれまでの会談におきまして国際問題を論じたあとでございますので、はなはだ次元の低いことではありますけれども、我が国としては非常に重要度を置いている問題でございますが、という前置きのもとに、総理もそれから外務大臣も必ずこれを要望を表明しているということをございます。

それから、たとえて申しますならば、国連の総会ではこういったことに関しますところの決議案、これは総会で申しますと第五委員会で行なわれることになるでござりますけれども、こういった問題、たとえば地理的な配分、こういふことをもつと考慮しるといったような決議案には、常にわが国は共同提案国になつてゐるというようなこともやつております。

それから、先生いまちょっとお触れになりましたけれども、国連人事部の高級任用官、これが日本に参りますけれども、大体われわれといたしましては、少なくも毎年一回招いて、日本人応募者に直接の機会をつくらるといふようなこともやっております。

まあ積極面におきましては、そういったことを通じまして、できるだけ多くの邦人が国際機関、しかも、なるべく高級な国際機関となり得るようわれわれとしては努力いたしておる次第でござります。

○峯山昭範君 それじゃ外務省の方にもう一つ聞いておきたいんですが、国連本部でもこの日本人の割り当て人員がこういうやあいにきまつているわけですね。そうすると、そのまあ約半分近くしか充足されていないわけですから、国連だけじゃなくそのほか相当いろいろあるわけですが、この不足の人数についてはそれぞれの国際機関では一体どういうやあいに運用されているのか、この点はどうですか。

○政府委員(西堀正弘君) 先生おっしゃいますとおり、確かに日本の充足率は、一〇〇%になつてゐる国際機関は非常に少のうござります。むしろ

そちらのはうが例外的なんでございまして、大体の国際機関におきましては、日本の充足率は五〇%ないしはそれ以下になつておりますけれども、これはまあ日本が国際社会に入つたのが戦争でござります。

その次は御説明申し上げましたように、増加いたす傾向にござります。それで、それではその充足率を満たさない分につきましてどうなつて、いるのかも、ここ数年来その充足率は、先ほど他の政府委員から御説明申し上げましたように、増加いたすの國に割り当てられた以上の、いわば余分の、余剰の人員を提供している国がある。たとえて申しますならば、インドでありますとか、イギリスもたしかそうだったと思ひますけれども、そういうた國々が、いわば日本の分も食つて、いると、これが現状でござります。

○峯山昭範君 先ほどその日本人応募者、いわゆる国際公務員にするためのいろんなことをやっていらっしゃるとは思ふんですけれども、実際問題にして、まあ最大の壁といいますか、それは一体どういう点が壁になつておりましょか。また、充足することができない根底の理由ですね、これははどういう点でしょうか。

○政府委員(西堀正弘君) まあ壁と申しますと、これはいま御審議願つておる法案で消極面の障壁です。それはいま御審議願つておる法案で消極面の障壁であります。

○峯山昭範君 それでは人事院のほうにお伺いしたいと思うのですが、まあ先ほど、今回の意見の申し出の趣旨のところで御説明ございましたがですね、要するに、海外に日本の政府が派遣する——各省庁から出ると思うのですが、そういうような職員の人たちが、どうして出張とか休職とか退職とか、こういうふうなばらばらで出張しなければならないのかですね、ならなかつたのか、その各省庁における特殊な事情があるとは思うのですけれども、こら辺のところは一体どういう理由なんですか。

○政府委員(岡田勝二君) 御指摘のように、先ほど私も申し上げましたように、出張とか休職、これがまあ大部分でござります。退職と申しますのは、それが二番目でござります。退職と申しますのは、休職期限が三年というになりますれば、その三年たつたときにどうするか。日本の政府に帰つてしまふか、もう少し向こうでおるかと、いうせときわに立つわけでございますが、向こうに残るとすれば、日本政府を一応やめるというふうになつて、退職とならざるを得ないわけでござります。これはそういう意味できわめて例外的でござります。一般的には出張または休職であります。これは文字どおり、上になりまして、陣頭

指揮ということでござりますの、その点も日本における各会社なり各官庁における勤務のしかたとだいぶ違う。こういった点もありまして、語学力という点がことさらに重視されるわけでござります。

その次の理由といたしましては、これは特に最近の理由になるわけでござりますけれども、いまの日本における経済界の活況または国際化の進展によりまして、国際機関で勤務ができる、そういう人材、これが国内でも十分活躍の場が与えられるようになつたということもあります。たしかそうだったと思ひますけれども、そういうた國々が、いわば日本の分も食つて、いるといつた理由といたしましては、これは特に最も近い意味でござります。その辺からいたしまして、休職で行つたりあるいは出張で行つたりと、いうこともござりますし、また職員を出す側といたしまして、定員の関係で、定員操作の上で窮屈であつて、一時に比べますといふと、そういう才能を持つている人のいわば働き口が、国内でベテランが働き口があるというようなことから、これも一つの障害になつてゐることは、これは最近の現象でござります。

○峯山昭範君 それでは人事院のほうにお伺いしたいと思うのですが、まあ先ほど、今回の意見の申し出の趣旨のところで御説明ございましたがですね、要するに、海外に日本の政府が派遣する——各省庁から出ると思うのですが、そういうような職員の人たちが、どうして出張とか休職とか退職などが申しあげましたように、休職で行けば退職手帳でございますが、その辺の不利益であると感じておつたことは、今回当が二分の一の計算にしかならないというふうなことがあったわけでございますが、現在休職で行つておる人が帰つてきた場合、あるいはすでに帰つてきておる人が一分の一の計算になるのは当然でござります。そういう意味で、行つておる當時、将来不利であると感じておつたことは、今回その不利はなくなるわけでござりますし、それから向こうへ休職で行っておりましたと、休職のたてまえといたしましてその間の昇給・昇格はない、原則的にないということございましたが、特別的な扱いで従来もその辺の不利を救済してまいつておりましたが、今度はその点を、派遣から帰つてきた場合の救済として明確化して、その辺にあ先ほどから国際機関に話をしぶつて申し上げておりましたが、東南アジアとかアフリカといった開発途上国に技術援助で出て行つて、いる者も相当おるわけでございます。ことにそういう面には農業関係あたりも相当多くございます。そういう行つた先の仕事によりまして、期間の長短がいろいろございます。その辺からいたしまして、休職で行つたりあるいは出張で行つたりと、いうこともござりますし、また職員を出す側といたしまして、定員の関係で、定員操作の上で窮屈であつて、一時に比べますといふと、そういう才能を持つている人のいわば働き口が、国内でベテランが働き口があるというようなことから、これも一つの障害になつてゐることは、これは最近の現象でござります。

○峯山昭範君 それでは人事院のほうにお伺いしたいと思うのですが、まあ先ほど、今回の意見の申し出の趣旨のところで御説明ございましたがですね、要するに、海外に日本の政府が派遣する——各省庁から出ると思うのですが、そういうような職員の人たちが、どうして出張とか休職とか退職などが申しあげましたように、休職で行けば退職手帳でござりますが、その辺の不利益であると感じておつたことは、今回当が二分の一の計算にしかならないというふうなことがあったわけでございますが、現在休職で行つておる人が帰つてきた場合、あるいはすでに帰つてきておる人が一分の一の計算になるのは当然でござります。そういう意味で、行つておる當時、将来不利であると感じておつたことは、今回その不利はなくなるわけでござりますし、それから向こうへ休職で行っておりましたと、休職のたてまえといたしましてその間の昇給・昇格はない、原則的にないということございましたが、特別的な扱いで従来もその辺の不利を救済してまいつておりましたが、今度はその点を、派遣から帰つてきた場合の救済として明確化して、その辺にあ先ほどから国際機関に話をしぶつて申し上げておりましたが、東南アジアとかアフリカといった開発途上国に技術援助で出て行つて、いる者も相当おるわけでございます。ことにそういう面には農業関係あたりも相当多くございます。そういう

の予算折衝におきましてもそういう点を中心にして交渉しておる段階でございます。

○峯山昭範君 もう一点お伺いしておきたいのであります。人事院だと思うんですが、この法律で「国際協力等の目的で」と、こうあるわけですが、この「国際協力等の目的」というのは具体的にどういうふうなことなのか、この点をお伺いしておきたいのと、「国際協力等」の「等」というところに含まれると思うんですが、国際協力以外の目的で派遣される場合もあるのかですね。または「国際協力等」の「等」というのはどういうふうなことになるのか、これを見具体的に、できたら例をあげて説明していただきたいと思います。

それから、これは総務長官がおればお伺いして

おきたかったのですが、先国会で山中長官がこの派遣法に関連いたしまして、特に教育職の公務員についてもこの派遣法を適用することについては文部省と相談をして考えてみるとどうやあいな答弁をされておりますが、これについてはどういうふうになつてゐるのか、どういうふうに進んでいるのかですね。それからもう一点、地方公務員に対してはこの法律はどういうふうにされるのかですね、この二点をお伺いして、この派遣法に対する質問は終わつておきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 「国際協力等」は、これを裏から申し上げますといふと、まず、たとえば日本政府の必要とする調査のために出でいくというようなものは除かれるということです、やはり国際関係の協力を主眼とするものという意味でございます。「等」は、いまの沖縄の関係が必ずしも国際的ということばになじむかどうか疑問がありますので、「等」ということばで沖縄の関係を含ましておる。簡単に申し上げますれば、そういうことであります。

○政府委員(渡瀬郎君) 私の聞いております範囲ではたとえば国立学校の先生等が参ります場合は出張という形で行つておるようでありますし、さらに各地に最近日本人が大せい出でておりますので、それらの外地にございます日本人学校の

先生等の派遣について文部省のほうでもいろいろの予算折衝におきましてもそういう点を中心にして交渉しておる段階でございます。

○峯山昭範君 もう一点お伺いしておきたいのであります。人事院だと思うんですが、この法律で「国際協力等の目的で」と、こうあるわけですが、この「国際協力等の目的」というのは具体的にどういうふうなことなのか、この点をお伺いしておきたいのと、「国際協力等」の「等」というところに含まれると思うんですが、国際協力以外の目的で派遣される場合もあるのかですね。または「国際協力等」の「等」というのはどういうふうなことになるのか、これを見具体的に、できたら例をあげて説明していただきたいと思います。

それから、これは総務長官がおればお伺いして

おきたかったのですが、先国会で山中長官がこの派遣法に関連いたしまして、特に教育職の公務員についてもこの派遣法を適用することについては文部省と相談をして考えてみるとどうやあいな答弁をされておりますが、これについてはどういうふうになつてゐるのか、どういうふうに進んでいるのかですね。それからもう一点、地方公務員に対してはこの法律はどういうふうにされるのかですね、この二点をお伺いして、この派遣法に対する質問は終わつておきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 「国際協力等」は、これを裏から申し上げますといふと、まず、たとえば日本政府の必要とする調査のために出でいくというようなものは除かれるということです、やはり国際関係の協力を主眼とするものという意味でございます。「等」は、いまの沖縄の関係が必ずしも国際的ということばになじむかどうか疑問がありますので、「等」ということばで沖縄の関係を含ましておる。簡単に申し上げますれば、そういうことであります。

○政府委員(渡瀬郎君) 私の聞いております範囲ではたとえば国立学校の先生等が参ります場合は出張という形で行つておるようでありますし、さらに各地に最近日本人が大せい出でておりますので、それらの外地にございます日本人学校の

先生等の派遣について文部省のほうでもいろいろの予算折衝におきましてもそういう点を中心にして交渉しておるよう伺っております。まだ結論は聞いておりません。

○政府委員(栗山廉平君) 先生から地方公務員のお話がちょっと出たかと存じますが、地方公務員につきましては、これはこの法案にはつきり書いてございますように、これはこの法案は一般職の国家公務員の問題だけございまして、地方公務員には全然触れておらないわけでございます。したがいまして、地方公務員につきましては、これはもしそういう必要があるとするならば、それと同じような内容を盛り込もうとするならば、別途の措置が必要だということに相なるわけでございまます。

○岩間正男君 それでは、国際機関等に派遣の一一般職公務員の待遇法案、これに賛成したいと思つておるわけですが、その立場から一つだけ明らかにしておきたいことがあります。それは自衛隊の海外派兵との関係の問題です。

○國務大臣(愛知揆一君) 海外派兵ということは、常識的に申しましても、政府としてはそういうことを全然考えておりませんことは御承知のとおりでございます。

○岩間正男君 派兵と派遣というふうに分けておられましたけれども、武力行使を伴う目的を持つた国際機関への派遣ということはこれは憲法違反だと、これははつきり否定しておるわけですね。しかし、武力行使を伴わない単なる国際機関への派遣、これは憲法違反でないという解釈をとつてこられたと思うわけです。ただ、その場合には自衛隊法を改正しなければならぬ、こういう見解だつたと思いますが、違ひございませんか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういうことございります。まず外務大臣にお聞きしたいのは、自衛隊についての従来政府がとつておられた見解、これをお述べていただきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) これは制服であった人が大部分のようです。

○岩間正男君 そのところ一つ問題になるわけですね。そうしますと、在外武官のことについてお聞きしたいのですが、在外武官の場合は、これは外務公務員ということになつておるわけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そのとおりです。

○岩間正男君 しかし前身は制服だった、こういふことなのですね。こういう問題で、実は当委員会でもわれわれが質問したのですけれども、中曾根防衛長官はこういうことを言っておるのですね。この前自主情報の問題が問題になりました。「よど」号事件のときです。「よど」号事件のときです。「よど」号事件で、日本は自主的な立場で情報を持ってない、アメリカの情報にはとんどこれを持ちておる、こういうことではぐいが悪い、どうしても自主防衛といふことをたてまえにするなら自主情報の立場をとらなくちゃならない、「そんならどういう具体的な措置を考えておられますか」、こういうふうに私は質問しました。そういう中で在外武官をふやし

する、こういう場合も差しつかえない、こういう見解をとつておられるわけですね。

○國務大臣(愛知揆一君) これは現実の政策としてそういうことをやるかどうかということは別問題として、という前提においてのとおりです。

○岩間正男君 そうすれば、お聞きしたいのです。が、外務公務員になれる場合、この場合防衛庁のシビリアンの場合だけに限定されるのですが、それとも、これは自衛官でもこういうことができるのかどうか、この点はどうでしよう。

○國務大臣(愛知揆一君) 外務省へ防衛庁から出向しておられる人たちは、外務公務員としての身分を有しておるわけです。そして、在外公館においておられる人たちは、外務公務員としての身分を有しておるわけです。

○岩間正男君 いや、その前身です。前身为ておきましても外務公務員として働いております。

○岩間正男君 いや、その前身です。前身为ておきましても外務公務員として働いております。

○國務大臣(愛知揆一君) これは制服であった人が大部分のようです。

○岩間正男君 そのところ一つ問題になるわけですね。そうしますと、在外武官のことについてお聞きしたいのですが、在外武官の場合は、これは外務公務員ということになつておるわけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そのとおりです。

○岩間正男君 この問題は、私、この法案を審議する背景としてはやはり問題を持っているというふうに思うのです。情報――いまのような情勢を分析しているということになりますが、この情報はやはり防衛につながる問題ですね。しかも、それが前身が自衛官だ。その自衛官が身分は外務公務員ということになります。しかし、これをふやして情報を強化するのだ、そういうものに使われるしていくといふところが一つやはり問題を持つてゐるといふふうに思うわけです。情報採取なら差しつかえないのだと言つてしまえば、それまでありますけれども、こういう形で防衛長官はあのとき答弁をしているわけですから、私はいまこの法案を審議するにあつてそういうことを思い起

たいと、こういうことを言つたのです。現実にこれはふやされておると思います。「よど」号事件の前後にこれはふやされておると思います。これはお聞きしますが、どうですか、在外武官はふえているでしよう。

○國務大臣(愛知揆一君) 駐在しておる国の、あるいはそこから周辺の政治、軍事情勢に関する情報を取り入し、これを分析したいということが防衛庁からの出向者の主たる任務として与えられています。あります。現在十二カ国で、合計十七名のいわゆる防衛駐在官が配置されております。

○岩間正男君 それでふやされたと思いますね。これはソビエトですか、その他二、三ふやされました。そういう発表があつたわけですね。これはその数どうでしよう。今年になってからふやしたのですか。

○政府委員(佐藤正二君) これは御承知のとおりでございます。また大蔵省で査定いたしました。(行管)から御要求がございまして、私のほうで査定を行つたします。また大蔵省で査定いたしました。(行管)のほうとも御相談してきめるわけでござりますが、四十五年度の増員といったましては一名あります。

○岩間正男君 どうです。

○政府委員(佐藤正二君) ビルマです。

○岩間正男君 この問題は、私、この法案を審議する背景としてはやはり問題を持っているといふふうに思つたのです。情報――いまのような情勢を分析しているということになりますが、この情報はやはり防衛につながる問題ですね。しかも、それが前身が自衛官だ。その自衛官が身分は外務公務員ということになります。しかし、これをふやして情報を強化するのだ、そういうものに使われるていくといふところが一つやはり問題を持つてゐるといふふうに思うわけです。情報採取なら差しつかえないのだと言つてしまえば、それまでありますけれども、こういう形で防衛長官はあのとき答弁をしているわけですから、私はいまこの

こしているわけです。

それから、こういう中で、どうなんですか、外務省は、これは今年の春あたりの新聞の情報でありますが、国連軍への派兵を可能にするための措置として自衛隊法や公務員法の改正、それから国連協力法案の作成など、法律的な問題の研究に入っている、こういうことが伝えられているわけです。が、その後これはどうなっておりましょうか。

○國務大臣(愛知接一君) そういう研究もやつたことは事実のようありますけれども、これは外務省としての、少なくとも私からの指示、あるいは私がそういう政策を考えているからの研究ではございません。

○岩間正男君 私は三月三十一日に予算委員会で質問しています。ちょうど「よど」号事件が発生したとき、これについて、国連の国際平和維持機構に参加するため、あのときは日本が常任理事国になるという願望を持っていたときですから、そのためには単にそういうことを主張しただけで義務を果たさなければ話にならぬ。そこで、国際平和維持機構に協力する、そういう体制をとるのだ。そうなれば当然これは海外派遣あるいは海外派兵といふ問題がこれにつきまとめてくるのではないかという質問を私はしました。これは外相も御存じだろうと思うのです。そのとき中曾根防衛府長官はこう言っている。「外務省の方針に従つて検討を加えております。私は、将来改正して国際協力の実をあげるようにしたら適当であると思ております」、こういう答弁をしているわけですね。これはだいぶ問題になった。つまり自衛隊法の改正の問題ですが、この改正をする考えを持っている、こういうことを言っておる。その目的は何かといふと、これは海外派遣とともにあります。そういうふうに考えてくれば、外務省と自衛隊との間では話し合いがこれは相当進んだ、しかも、外務省の方針に従つてそういうことをやつた、こういうことを言っているのですが、先ほどの外相の御答弁とは少し食い違があると思いますが、いかがですか。

○國務大臣(愛知接一君) 一番前段の御質問で、国連の常任理事国になりたいという願望は現に持っておりますし、御承知のように、第二十五回会でもこれが国連憲章改正の問題として第六小委員会で取り上げられています。しかし、そのときに私が力説しておりますのは、いま岩間さんも常識だとおっしゃったけれども、私はいままではそういうことが常識、つまり、そういう立場になれば海外派兵というようなことを前提にして考えるのがあるのは列国の常識であつたかもしれない。しかし、日本が平和国家として立つていているこの姿あるいは考え方といふものを見出したいと、いうことを主張しておるございましたから、私は大きな意義を見出したいと、いうことを主張しておるございましたから、私は現在、それとの関連で自衛隊法の改正を外務省のほうから積極的にお願いしたいという気持ちを持っておりません。

○岩間正男君 そうすると、必要からそういうことを検討する、そういうことはあつたと、しかし、現実的な問題として自衛隊の海外派兵のためにはそういう研究はしていない、こういう御答弁だと思います。

○岩間正男君 月ごろありました。これとの関連で、これは外相の発言があるわけですね。このことほどおりじゃありませんけれども、そういうことは確認していく必要があります。外務省は派遣する考えはない、こういうことを答弁されているわけですが、これはそのとおりですね。こういう意味で、このことほどおりじゃありませんけれども、そういうことは確認していくんですね。

○國務大臣(愛知接一君) 考え方としてはそうでござります。

○岩間正男君 そうしますと、私はやはり問題になるのは法制上、制度上可能だということですね。これは認めておられる。そうすると、いまあなたの見解としてこれに参加させる考えはないという、そういういま政治的判断をされておるというふうに見られるわけです。しかし、これは愛知さんがいつまで外務大臣をやつておられるかわからないのですが、外相の見解を越えて法制上、制度上可能だということが、一たん有事の場合にこれが生きてくる可能性があるというふうに思うわけです。私はこの問題をやはり明確にしておくことがどうしてもこの法案との関連で必要だ。賛成をするにしてもこの点の歯どめは明確にしておかなければなりません。しかし、これはいかがでしょうか。

○國務大臣(愛知接一君) それはただいま申しますように、今後日本が参加して適当であるという判断を下し得るような国際監視団というようなものがどういう形でできるかということと相関関係を持っていると思うのです。それとの関連における判断の問題ではなかろうかと思います。

○岩間正男君 そうすると、まあ国際監視団にはいまのところ参加する考えはないというのも、先にいっては条件次第では参加の場合があり得る

自衛隊法改正ということは考えておりません。

きやならぬというふうに思うのですが、この点はどうお考えになりますか。

○國務大臣(愛知接一君) それは私は国際監視団

といふものは、いまも引用されたように、いろいろの規約や組織があるわけですね。しかし、それが大部分ですが、それに対して、それぞれの規約その他等において組織が認められておつて、日本が現に入ってるところは全然ございません。

○岩間正男君 次伺いますが、四月二十八日ですから、六十三国会ですね。内閣委員会であなたは次のような答弁をされておると思うんですね。

○岩間正男君 それは、国連監視団への参加の問題について法制上、制度上は可能である。しかし、国際機関といつてもいろいろなものがあり、政府は自衛官もそのまま監視団に派遣する考えはない、こういうことを答弁しているわけですが、これはそのとおりですね。こういう意味で、このことほどおりじゃありませんけれども、そういうことは確認していくんですね。

○國務大臣(愛知接一君) 考え方としてはそうでござります。

○岩間正男君 われわれの立場としては、国際監視団という形の名前でこれは接触が始まると、それが突破口になる、そうしてその結果だんだんこれは自衛隊の派遣の方向につながることを心配しているわけですね。そういう点からいえば、最初のそういう突破口を許すかどうかといふ、それにに対する明確な歯どめといふものは必要だ。現実的に外相は政治判断としてはとにかく現在これに参加する考えはない、こう言っておられるけれども、法制度上、制度上そういう可能性があるということは、先ほど申しましたように、これは一外務大臣の見解を越える客觀性を持つたものである。これに対する歯どめといふものはやはり明確にしておね。これは認めておられる。そうすると、いまあなたの見解としてこれに参加させる考えはないという、そういういま政治的判断をされておるといふふうに見られるわけです。しかし、これは愛知さんがいつまで外務大臣をやつておられるかわからないのですが、外相の見解を越えて法制上、制度上可能だということが、一たん有事の場合にこれが生きてくる可能性があるというふうに思うわけです。私はこの問題をやはり明確にしておくことがあります。私はこの問題をやはり明確にしておくことがあります。それはこの問題をやはり明確にしておくことがあります。それはこの問題をやはり明確にしておくことがあります。

○國務大臣(愛知接一君) それはただいま申しますように、今後日本が参加して適当であるという判断を下し得るような国際監視団といふものがどういう形でできるかといふことと相関関係を持っていると思うのです。それとの関連における判断の問題ではなかろうかと思います。

○岩間正男君 そうすると、まあ国際監視団にはいまのところ参加する考えはないというのも、先にいっては条件次第では参加の場合があり得る

と、こういうふうにこれは了解していいわけですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この国際監視団と一口に言われますけれども、それがあなたのおっしゃる如くに軍事活動に通ずるというふうに断定的に前提を置くことは私はむしろ間違いじゃないかと思うのです。

○岩間正男君 いや、そもそも言えますが、同時に、それは軍事に関係がないというふうに断定をすることもこれは誤りではないかと思うのです。そういう点から明確にしておくことが必要だというのが私のきょうの質問なんですね。ですから、この点はやはりもとこれは検討して明らかにしておく必要があると思いますね。先のほうがあいまだ。非常にそのところがあいまいで、条件次第によってそれはあり得ると。ですから、外相の言明そのものもこれはこれが歯どめという感じにはなかなかなり得ないというふうに思うわけであります。まあ現実の答えとしては、いまはそういうふうな答弁をされておりますからそれを信頼するわけですが、先にいて情勢の変化でこれは変わり得る、こうしたことになるわざですから、この点についてはやはり明確にしておく必要があるというようを考えたわけです。

まあこの問題はこれだけにしまして、次にもう一つ、この国連以外の機関に参加の場合に、ASPACに参加しているのですけれどもね。これはどういう役割ををしているのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ASPACというのは、御承知のとおりであえて説明を要しないかと思いますが、けれども、その名のとおり、アジアとパシフィックをとつてASPACと言つておるので、アジア・太平洋沿岸諸国の隔離のない政治経済各般の状況のましいわば懇談会といふことで組織されているわけですから、これは同盟であるとかなんとか、そういうふうな組織体と解するのでは、私はいさか行き過ぎではないだろうか。その会議の性格は、まあ常識的にいえば懇談会といふ性格のものだ、こういうふうに御理解いただ

ければいいんじゃないかと思います。そういう意味で日本も喜んで参加いたしておるわけであります。

○岩間正男君 何やっておるのですか、その中で。具体的にどんなことを。

○国務大臣(愛知揆一君) これは御承知のとおりに年に一回各地持ち回りで会合をいたしておるのが大きな行事であります。そのつどそこで話し合われたようなおもな点についてはみんなでまとめてその結果を公表いたしておりますから、御必要であれば、それらの公表された文書をお届けいたして御検討いただきたいと思います。

○岩間正男君 時間がありませんからこの論議はあとに回しますけれども、このASPACについて、これは性別についていろいろな大きな問題を持っていますからこれでやめておきます。内容を

もう少し、何をやつておるか、もう少し具体的に話せませんかな。ここにだれか来ていいですか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは幾らでもお話し

いたしますけれども、時間があれですから、また別の機会にでも。

○岩間正男君 時間を守ろう。いいです。

○堀山昭範君 それでは、災害補償法につきまして一二、二質問をしたいと思います。

先ほどからいろいろ質問がございましたので、できるだけダブらないようになしたいと思うのですが、初めて職業病の問題について伺いたいのですが、私は

現実に職業病として認定されているものがこの表

の中にもありますのですが、どういうふうなわ

ゆる予防措置が講じられているのか、端的にいえ

ば、そういうことなんですが、もっと説明します

と、要するに、こういうふうな職業病にかかるで

ある人は一体どのくらいいるのかですね。ここ

ら辺の掌握はどういうぐあいにされているのか。

もつとわかりやすく言いますと、たとえばキー

ンチャードと、少なくともタイプをたたいてい

ない人はかかる可能性はないわけです。また、そ

こら辺のところは何年くらいかかればどうなるの

かとか、そこら辺のところ、こまかいチェックは

どういうぐあいにされているのか。または、あま

り範囲が広いですからしほって申し上げますが、たとえば膀胱ガンなんというのがここに三十八番

目にあります、こういうような膀胱ガンになる

可能性のあるいわゆる職業病として認定されてい

るわけがありますが、これはすなわちベンゼン系の職業病となつております。いわゆるベンジン

ですとか、ペータナフチルアミンとか、そういう

ようなものを使う職場にいる人たちも職業病にな

る可能性があるということになるわけですけれど

も、そういう人たちに対する処置といいますか健

康診断といいますか、それはその職場に働いて

おったからすぐ職業病になるというのではなくて、必ず十年ないし二十年たつてから発病するわ

けですね。そうしますと、そういう人たちに対する

健康管理というものは、発病してからそれが職

業病であると認定されたのではもうおそいわけ

です。したがって、その職業病と認定になる前に、

当然私はその膀胱ガンなら膀胱ガンの病気に対する

処置ですね、いわゆる毎年の健康診断も、たとえ

ば先ほどのタイプライターの病気の人間に何ぼ胸の

レントゲン写真をとつてもしようがないのです。

当然、手なり何なりの診断をしないといけないわ

けですね。膀胱ガンの場合だと、当然尿道の検

査とかペニコローラ法とか、そういう特殊なわ

ゆる検査をしないといかぬでしょう。そこら辺の管理等については一体どういうぐあいになつて

いるのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(島四郎雄君) 一般に職業病発生防止

のためにはどのような対策を行なつてあるかとい

うことが認められる場合には、これは公務上にな

たけれども、およそ職業病のみならず、あらゆる

疾病が、かりに退職後に発病したという場合にお

いても、その疾病が公務と相当因果関係があると

いうことが認められる場合には、これは公務上に

なるわけございます。で、一般にベンゼンを取り扱う職務に従事する者の膀胱ガンについては一

応職業病といふ認定が下されるわけございます

が、ただ、それが離職後相当期間たまると、た

健康管理、安全管理を実施しているわけでございます。特に有害、危険のおそれの多い十七種類の業務に従事する職員につきましては、一般定期健康診断のほかに特別な健康診断を行なつております。

教育の実施並びに作業環境の整備について指導する等の措置を行なつておられます。

職業病についてその発生状況をどのように把握しているかということでございますが、これは御承知のように、職業病につきまして人事院規則の別表にその従事する公務と対応する疾病が詳細に書いてございます。たとえば電信であるとかタイプ等を公務として従事する者が指けいれんを起きたという場合には、これはこの別表によつて当然職業病に指定されるわけでございますので、これは各実施機関においてその実施を行なつています。たとえば電信であるとかタイプ等を公務として従事する者が指けいれんを起したという場合には、これはこの別表によつて、特に私どもではその問題について報告を求めておりません。したがつて、それが各実施機関に書いてございます。たとえば電信であるとかタイプ等を公務として従事する者が指けいれんを起したという場合には、これはこの別表によつて報告を求めておりません。したがつて、それが各実施機関において現実にどの程度職業病患者が出ているかと云うことは明確に実はつかんでおりません。おりませんけれども、たとえば特に問題になります白

ら病のような場合には、それはその実施機関と一つまり白ら病ということをごぞいますので、林野庁と密接な連絡をとりましてその状況を詳細に把握しておりますが、職業病全般の問題としては必ずしも明確には把握しておらないということです。

それから、ただいまこのベンゼンを取り扱う職

員が退職後になって膀胱ガンが発病したという場合の取り扱いの問題がお話を中に出でまいりましたけれども、およそ職業病のみならず、あらゆる

疾病が、かりに退職後に発病したという場合にお

いても、その疾病が公務と相当因果関係があると

いうことが認められる場合には、これは公務上に

なるわけございます。で、一般にベンゼンを取り扱う職務に従事する者の膀胱ガンについては一

応職業病といふ認定が下されるわけございます

が、ただ、それが離職後相当期間たまると、た

とえばそのやめた人が民間において同じような業務についていた場合とそうでない場合と、これまた認定の上では若干影響があろうと思いますが、特に医学的に規定される場合等の反証が認められないという場合には一応公務上になる、このように考えております。

おります。そういう問題は、たとえば林業労働者における集材機運転手の白ろう病、これは先ほどもちょっとと申し上げましたけれども、現在林業労働者のチエーンソーとかブッシュクリーナーを取り扱う者の白ろう病、つまりレイノー現象については職業病として扱っておりますが、集材機の運転手については現在まだ白ろう病としての認定をしておりませんが、そういう業務に従事する者の白ろう病についてはぜひやってもらいたいというところでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもお答えすることと思ひます。
は、大体いまのおことばの中に尽くされておると思ひます。後顧の憂いなく職務に精励してもらいたい、一言にしていえばそれに尽きるのじやないかとさうふうに考えます。

○東山昭範君 まあそのとおりだと私も思つてお
りますのですが、実際問題ですね。私はこの災害補償法、この今回の法律が幾ら手厚く補償する
と、そういうぐあいになつておりますても、実際

どういうぐあいに実際に実施しているかといふと、たいていしてその効果もないのじやないか、そういうぐあいに思われるわけですね。民間のほうの規制から言うと、ずいぶんゆるやかなんですね。そこで、私は國家公務員法または災害補償法ですか、このいずれかに、こういうような災害を未然に防止するための具体的なその処置といいますか、そういうようなものを明確にもつとすべきじゃないか、そういうぐあいに思うのですが、人事院の所見をお伺いしたいと思います。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

その病気になる可能性のある人、その職場について
たがゆえにその病気になる可能性のある人といふ
のは私は当然掌握をしておくべきだと思うので
す。そうして、その職業病が発生してからという
のじやなくて、その発生する前に毎年の健康診断
等についても当然その職業病に合つた診断をすべ
きであると思うのです。そうでないと、その人が
退職してから長期間たつて職業病になるというよ
うな可能性もあるわけです、実際問題。現実にこ
ういうような膀胱ガン等は二十年たつて発病する
ということがあるわけです。現実に発表している
学会の資料を見ましても、そこに勤務している期

りますのはキーパンチヤー等の腱鞘炎、それから頸腕症候群、これらの病気についてはキーパンチヤーであるとかタイピストであるとか、そういう方々のいま言つたような病気については当然職業病にすべきであるというような声が私のほうにまひつております。ただ、現実問題として、職業病としてはまだ認定しておりませんが、個々のケースとして、公務上として扱つた例は幾つかございます。

○峯山昭範君 それでは職業病の問題はもうその程度にしまして、災害補償法の今回の改正でありますか、この今回の改正にあたって、私は初めて

局、無事故でいけば一番いいわけですが、そういう点で考えてみますと、たとえば民間企業の場合は労働基準法とか、そういうふうなものによって具体的に職場の管理者なり、工場の責任者はその安全対策について相当きびしい規制が設けられているわけですね。人事院でも設けているということを、さつき人事院規則の一〇一四ですか、そういう話があつたのですが、私ちょっとそれが見当たらぬのですけれども、そういうことからみ合わせて、たとえば労働基準法では、この労働基準法の四十二条に、「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉

の御審議の場合には、かねがね申し上げておったところでござりますけれども、何よりも公災災害が起らぬようになることが一番の根本であると、いうことを申し上げております。たとえば、さつきの白ろう病の問題なども数年前これが問題になりましたときには、チーンソーそのものを無害なものにできないものかという方向から、林野庁の当局者にも強く要望したことがござりますし、これは前回の附帯決議にもちゃんと入れて、第一段階に示されておるわけで、まことにわが意を得たものと考えております。これはわが意を得たりとばかりおつたのではないけれども、私どもの

間というのは約一年間であっても、やはり二十年たつて——短ければ短いほど今度は長期の潜伏期間がある。逆にそういうのがあるわけですね。そういうふうになりますと、当然、そういうふうな途中での健診等もそれぞれの職場において健康管理の面から考えるべきだ、こういうぐあいに思っております。この点の答弁はあるとお願いしたいと思います。

絶裁に聞いておきたいのですが、この災害補償法の基本理念といいますか、考え方についてお伺いしたいのですが、いずれにしましても、公務員の皆さん、何といいますか、安心して働けるといいますか、そういうふうな後顧の憂いをなくさせること、そういうような意味のものでなければならぬと、こう思うのですが、そういうふうな不慮のいろいろな災難が一ぱいあると思うのです

じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」また、その罰則規定もそのあとにありますて、「これを怠るものは処罰される。現実に、「六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金」というふうに非常にきびしくなっているわけですね。それについて、逆に一方、国家公務員のほうは、國家公務員法の七十三条に、「内閣総理大臣及び関係大臣の長は、職員の勤務能率の

ほうとしては、やはりそのほうでは根本基準をつくるという責任を持って、ただいま七十三条をおあげになりましたように、これに基づく計画なり実施は、これは実は人事院の権限から、この間の改正で、はずされてしまいまして、総理大臣の系統のほうにいってしまいましたけれども、根本基準のほうは、われわれがまだお預かりしておりますのですから、労働基準法に当たるような、先

それからもう一点は、現在職業病として認定はしていないけれども、それぞれ人事院に対しても職業病にしてほしいという希望が出てるもののが幾らかあると思うのですが、それは一休現在どういうふうなものがあり今後どういうぐあいに対処していくかれるつもりか、この点についてお伺いしたいと思います。

ね。そういうような災難についても、あとで私は公務災害であるかどうかの認定等の問題についてもまたお伺いしたいし、それからまた、先ほどちょっとと出てまいりました安全対策の問題についてもお伺いしたいのですが、そういうことをいろいろお伺いする前に、今回の災害補償法の基本的な考え方、基本理念ということについて総裁にどういうふうに考えたらいのか、お伺いしたい

発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努力しなければならない。」こういうやあいになつております。それを見てみますと、研修とか保健、レクリエーションとか、安全管理及び厚生に関する事項をあげて、「一応安全について、こういうやあいに配慮しなければならないと、こういうようになつておりますけれども、実際問題としては何の罰則もないし、これを

ほど触れました健康及び安全規則というようなものとを設けておりますし、その改善には常に一つめをおるというのが実際でござります。

○峯山昭範君 それからこの災害補償法の一十二条ですか、福祉施設のことが書いてあるのです。が、当然私は人事院及び各省庁で公務上の災害を受けた職員の福祉に関しまして必要な処置、施設をつくらなければならない、こういうようになつておるといふのが実際でございます。

ておりますが、つとめるというのですか、「施設をつくるよう努めなければならぬ」、そういうふうになつてゐるのですが、ここに全部で「から五まであるのですが、この福祉施設の現状ですね。これについて、現在、本年度どういうふうに予算が計上されているのか、この福祉施設に対して、どういうふうに経費がいま計上されているのか、こちら辺の状況はどういうふうになつておりますでしょうか。

○政府委員(島四男雄君) 昭和四十四年度における福祉施設の実施状況を御説明申し上げたいと思ひます。

的に例が出来ましたけれども、一番問題は、公務災害であるかどうかの認定の基準だとは私は思うのです。これはやはりいろいろと先ほどから具体的に病院の例が出来ましたように、問題になると思われるのですが、公務災害であるかどうかという基準は、どういうやあいになっているのかという点で、実際問題、公務と因果関係にあるすべてのいろいろな災害というのは、当然私はほんとうは公務上の災害と認定したほうがいいんじゃないのか。そういうふうに運用したほうが、私は公務員のためにもなりますし、実際そうではないかと思う。現在、先ほど通勤途上の災害の問題が出てまいりました

立京都病院の例のよう、非常に公務が多忙である。多忙であるけれども、その方がもともとある疾病を素因として持つておった。その公務がなかりせば発生しなかつたものが、その公務によつて、何といふか、共同原因としてそういう事故が起つたという場合の判断、それを共同原因とみるかどうかというような問題は、現実問題として非常にいまむずかしい問題でございます。問題ではございますが、私どもの態度といたしましては、なるべくこれを広く救つていきたい。したがつて、現在の医学の水準ではなかなか判断しがたい、首をかしげるようなケースもだいぶ現実問

件数は七八八件でございます。そのうち、人事院の判定を不服として裁判所に訴えた件数は二件でございます。一件のうち、一件は先ほど来お話を出ております国立京都病院事件で、他の一件はその請求者が取り下げております。過去五年間における現状はいまお話ししたような状況でござります。

○峯山昭範君 私はこういうような場合に、各省庁のいわゆる判定に不服で人事院に申し込んでおるわけでありますので、人事院としましても、できるだけ関係者が満足するような結論が出るよう努めすべきでしょうし、実際努力していくつ

たたいま衛指摘の災害補償法第二十一条にその内容が列記されてございますが、まず補装具といつたしましては、補装具を支給された件数が二十五件、それから補装具の修理を要する件数として三件、合わせて二十八件ござります。それから外科後処置、これが一件、それから休養、リハビリテーション、これはゼロ、休業援護金三千四百八十七件、奨学援護金四十二件、金額で各項目別に詳細に申しますと非常に……。

した、これだけ交通事故が発達して、しかも自動車がこれだけふえて、そしてたいへんな状況にありますから、当然私は認定ももつと合理的な規則を設けねばならぬと考へて、ただ単に法規の上だけでやるのじゃなくて、やはり人事院、相当人情味を持つてやっていらっしゃるようありますけれども、そこら辺のこところはもつと考えてしかるべきじゃないか。当然、人事院で病院のあれば却下されたものが裁判のほうへ公務災害と認定されるということは、やはりうで

題としてござりますが、まあ、できるならばボーダーライン・ケースについてはなるべく公務上とするという態度で臨んでおるわけでござります。

○峰山昭範君 実際問題としまして、京都の北医師の問題にしましても、そのお医者さんが裁判をやるだけのいわゆる見識とお金があつたからよかったものの、実際裁判をやらなければそのままになってしまふわけですね。非常にそういう点はいかぬと思うのです。実際問題として災害補償法

しやると思いますけれども、さらばそれが詫詭にまで発展するということはあまり思わないことで、ないと思うのです。實際、そこで、この法案についてもう一点お伺いして私は質問を終わりたいと思うのですが、今回の法案の中で、第一級から七級までの年金の制度について改善をはかつておられますか、第八級から第十四級までの一時金の制度のところには手がつけられておりませんが、これは一体どういわけなんでしょうか。

○ 峰山昭聰君 概略でけつこうです。
○ 政府委員(島四男雄君) 概略申しますと、補装
具関係が約四十四万円でございます。それから外
科後処置として四十五万四千円、休業援護費が一
番金額的には多いのでございまして、約二千万円
強となっております。それから奨学援護金が約百
二十五万円、合計いたしますと二千一百一千万余
というものが四十四年度における予算から見た実施
状況でございます。

○ 峰山昭聰君 いまその施設の現状の予算等をお
伺いしましたけれども、これで私は十分ではない
と実際思うのです。今後こういうような福祉施設
に対する予算の裏づけ等については十分配慮して
やつていただきたい、こういうふうに思つてお
ります。

次に、基本的な問題をお伺いするわけであります
すけれども、国家公務員の災害補償法による補償
制度の実施にあたつて、先ほどもちょっと具具体
的

人事院の認定も相当きびしいものがあるなど私を私は感ずるわけけれども、そこら辺の、公務災害であるかどうかの認定の基準等についてどういうふうにになっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(島田男雄君) 公務であるかないかの認定の基準、これが一番大きな問題でございます。一口で言えば、その発生した災害が公務に基因し、公務と相当因果関係を持つて起こったものかどうかということに尽きるわけでございます。ただ、現実問題として、具体的なケースの判断になりますると、私ども非常に迷うケースが多くございます。一般的に申しますと、災害といいましても負傷の場合もあれば疾病の場合もございまます。負傷の場合は大体公務で起つた方がといふことで、わりあいに認定は簡単でございます。ところが、問題は疾病的ほうの判断が非常にむずかしい。たとえば、ただいま御指摘になりました國

を実施する場合、一つは各省庁で行なう災害の認定、また療養の方法とか補償金額の決定ですね、こういうふうなものに異議がある場合は、当然、人事院に対して審査の請求をするわけでありますけれども、人事院に審査を請求をして、人事院が却下したらこれはほんとうはたよるところがないわけです。裁判にたよるしかないわけです。そこで、少なくとも、私はここでお伺いしたいのは、実際問題として最近の状況をお伺いしたいのですが、各省庁の処分に不服で人事院に申し立てがきている件数というのが最近はどういうふうな実例になつてゐるのか。その人事院の処分でさらに裁判に持ち込んでいる事件というのが現在あるのかどうか。そういうようなことを、最近こういうふうな問題についてどういうふうな実情になつてゐるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) 確かに今度この法案の中で改善をはかつておりますのは、傷害等級の一級から七級までのいわゆる年金部分の改善でござります。八級から十四級までについては、現在この御審議を願つておる法案の中では手をつけていないというものは御指摘のとおりでございます。年金部分について一〇%引き上げるということであるならば、年金になつておりません七級、八級以下についても当然引き上げるべきであるといふのも一つの御意見かと思ひますが、ただ、現状におきまして、いわゆる八級以下につきましては国際水準から見ますと、日本の現在の給付内容はかなり高めになつております。そういう関係もございまして、現在この八級以下については手をつけなかつたわけございますが、ただ、将来の方向といたしましては、そういう面についても配慮を加えていかなければいかぬのじやなかろうかと、かように思つております。

所 千葉市	茨城県鹿島郡神栖町	「横浜入国管理事務所川崎港出張所 川崎市」を「横浜入国管理」	「名古屋入国管理事務所川崎港出張所 川崎市」を「名古屋入国管理」	「在ジエネーヴ国際機関日本政府代表部」を「在ジエネーヴ国際機関」
張所 千葉県君津郡君津町				
事務所川崎港出張所 川崎市	蒲郡市	屋入国管理事務所蒲郡港出張所 蒲郡市	屋入国管理事務所伊丹空港出張所 蒲郡市	（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）
事務所田子の浦港出張所 富士市	半田市	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額
事務所川崎港出張所 川崎市	蒲郡市	別表四の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月をいえない範囲内において政令で定める日から施行する。	別表四の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月をいえない範囲内において政令で定める日から施行する。	別表第一 在勤基本手当額
事務所川崎港出張所 川崎市	蒲郡市	「伊丹市」を「豊中市」に改める。	「伊丹市」を「豊中市」に改める。	（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）
時 则		JJの法律は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月をいえない範囲内において政令で定める日から施行する。	JJの法律は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月をいえない範囲内において政令で定める日から施行する。	別表第一 在勤基本手当額
外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額
（外務省設置法の一部改正）	（外務省設置法の一部改正）	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額
第一条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「国際資料部」を「調査部」に改める。	第七条第一項中第三十号を第二十一号として、第二十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加え、同条第一項中「国際資料部」を「調査部」と、「第十九号」を「第二十号」と改める。	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額
一十七 総合的な外交政策の企画立案に関する法律	別表一 大使館の表中南米の項中「在ブラジル日本大使館」「在ラジオ・ヂ・ジャネイロ」を「在ラジオ・ヂ・ジャネイロ」に改める。	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額
ル日本大使館」「在ラジオ・ヂ・ジャネイロ」を「在ラジオ・ヂ・ジャネイロ」に改める。	別表四 政府代表部の表歐州の項中「在ジエネーヴ国際機関日本政府代表部」を「在ジエネーヴ国際機関」に改める。	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額	別表第一 在勤基本手当額

165	185	105	か「ジャカルタ	430
355	295	235	190	150」に改め、同表
中南米の項中「ボルト・アレグレ	1	365		
300	250	200	160	130」を「ボルト・
アレグレ	365	300	250	200
ジャネイロ	430	355	295	235
130	110	85	60	リオ・デ・
150	125	105	85	レニン
105	85	65	45	ハバロフスク
105	85	65	45	レニングラード
別表第一 在駐邦領事 国政府代表部の表歐州				リヤベーヴ
の項中「(在ジャネイロ國際機關)				ジュネ
430	355	295	235	ジュネ
ジュネーヴ國際機關)				(軍)
300	250	200	160	総務部
組委員会)				企画部
1	1	1	1	河川部
1	1	1	1	道路部
1	1	1	1	營繕部
1	1	1	1	用地部
1	1	1	1	附 則
1	1	1	1	」の法律は、公布の日から施行する。
1	1	1	1	十一年月日本委員会に左の案件を付託された。
1	1	1	1	(予備審査のための付託は十一月二十七日)
1	1	1	1	一、國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の
1	1	1	1	員の待遇等に関する法律案
1	1	1	1	一、國家公務員災害補償法等の一部を改正する
1	1	1	1	法律案
1	1	1	1	第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、
1	1	1	1	扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給するものとする。
1	1	1	1	(派遣職員の給与)
1	1	1	1	第六条 派遣職員に対する給与の支給に關する法律案
1	1	1	1	(小字及び一は衆議院修正の部分)
1	1	1	1	第一条 この法律は、國際協力等の目的で、國際機関等に派遣される一般職の國家公務員の
1	1	1	1	待遇等に関する法律案
1	1	1	1	(趣旨)
1	1	1	1	第一条 この法律は、國際協力等の目的で、國際機関、外國政府の機關等に派遣される職員(國家公務員法(昭和二十一年法律第百一十号)の規定による一般職に屬する職員をいふ。以下同じ。)の待遇等に関する法律案
1	1	1	1	第六条 派遣職員に対する國家公務員災害補償法(昭和十六年法律第百九十一号)の規定の適用について、派遣先の機関の業務を公務とみなす。國家公務員災害補償法の一部を改正する法
2	2	2	2	第一項の規定の適用についても、同様とする。
2	2	2	2	派遣職員の派遣先の業務上の災害に対する補償等
2	2	2	2	機関の業務を公務とみなす。
2	2	2	2	第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に
2	2	2	2	関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三條第一項の規定の適用については、派遣
2	2	2	2	先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の特例)

第九条 派遣職員に関する国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

3 国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員に対する旅費の支給

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。(派遣職員の復帰時における処遇)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に関する必要な事項は、人事院規則である。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第一条第一項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」といって、次項及び附則第四項において「国際機関等」という。)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」といって、次項に派遣職員となるものとする。)

3 施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を

有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で

政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定める期間に限る。)については、国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。

4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続いて再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部を次のよう改正する。

6 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二百四十一号)第五条の規定の適用について、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項

中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号))」の適用を受ける職員である場合にあつては、

同法第三条第一項に規定する準則」とあるの

は「国の人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号))」の適用を受ける特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)第四条に規定する給与準則」とする。

7 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部を改正する。

第八章の次に次の二章を加える。

第九章 國際機関等への派遣

第四十一条 各本局長は、条約その他の國際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これららの機関の業務に従事させるため、その所属国会議員(両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

三 前二号に準ずる機関で、両議院の議長が協議して定めるもの

各本局長は、前項の規定によりその所属国会議員を派遣する場合には、当該国会議員の同意を得なければならぬ。

第四十二条 前条第一項の規定により派遣された国会議員(以下「派遣国会議員」という。)は、その派遣の期間中、国会議員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四十三条 派遣国会議員に関する給与、旅費、災害補償、退職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並びに派遣国会議員の復帰及び復帰時における処遇については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二百四十一号)第三条に規定する派遣職員の例による。

第八章の次に次の二章を加える。

第九章 國際機関等への派遣

第四十四条 前三条の規定の実施に関する必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(国会職員法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、前項の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第四十五条 前三条の規定の実施に関する必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(国会職員法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、前項の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第五条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第六条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第七条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第八条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第九条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十二条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十三条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十四条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十五条の規定による改正後の同法第四十一条第項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していいた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

第十七条第一項を次のように改める。

遣族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遣族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 一人 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(以下「平均給与額の年額」という。)の百分の三十に相当する額。ただし、五十歳以上の妻又は人事院規則で定める廃疾の状態にある妻につては平均給与額の年額とし、五十歳の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻(当該人事院規則で定める廃疾の状態にある妻を除く。)については平均給与額の年額の百分の三十五に相当する額とする。

二 二人 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(以下「平均給与額の年額」という。)の百分の五十五に相当する額とする。

三 三人 平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額とする。

四 四人 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

五 五人以上 平均給与額の年額の百分の六十に相当する額とする。

六 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

七 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

八 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

九 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

十 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

十一 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

十二 五人以上 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額とする。

別表日数の欄中「四〇」を「八〇」に、「一一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一

二

三

四

<

3 特地官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と調整手当その他の給与との調整等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。
第十三条の二の次に次の一条を加える。

準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
第十九条の二第一項中「五百十円」を「六百二十円」に改め、「業務」の下に「その他特殊業務」を加え、「千円」を「千二百円」に、「七百六十五円」を「九百三十円」に、「千五百

	7	150, 500	111, 900	92, 100	77, 700	64, 200	54, 400	46, 100	33, 20
8	156, 300	116, 300	95, 500	80, 900	67, 100	56, 900	48, 200	34, 50	
9	162, 100	120, 700	98, 900	84, 100	70, 000	59, 400	50, 000	35, 70	
10	167, 900	124, 800	102, 300	87, 300	72, 900	61, 900	51, 800	36, 90	
11	172, 200	128, 900	105, 500	90, 500	75, 800	64, 200	53, 600	38, 10	
12	175, 500	132, 300	108, 600	93, 400	78, 500	66, 500	55, 400	39, 30	

第十九条の三第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。
第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

13	178, 800	135, 200	111, 700	96, 100	81, 200
14	181, 500	137, 600	114, 800	98, 800	83, 400
15	184, 200	140, 000	117, 000	101, 500	85, 200
16		142, 400	119, 200	104, 200	86, 600
17			121, 400	106, 200	87, 900
18			123, 600	108, 200	89, 200
19				110, 200	90, 500
20				112, 200	91, 800
21					93, 100

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

別表第二 行政職俸給表

2 手当の月額の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に

は官署の移転の日から起算して二年を経過する際人事院の定める条件に該当する者については、さらに三年以内の期間、俸給及び扶養手当の月額の合計額の四分の一をえない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支拂う。上記第一項の「一千五百円」を「一千五百円」に改める。

第二十一条第一項中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

第二十三条第二項及び第三項中「調整手当」の下二行、上記第一項の「一千五百円」を「一千五百円」に改める。

第三百四十九条に改める。
第二十三條第一項及び第三項中「調整手当」の下に「、住居手当」を加え、同条第四項中「及び調整手当」を「、調整手当及び住居手当」に改め、同条第五項中「調整手当」の下に「、住居手当」を加える。

5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 —	円 —	円 —	円 —
50,100	42,100	36,100	27,300
52,900	44,400	37,900	28,400
55,700	46,900	39,800	29,500
58,500	49,400	41,900	30,700
61,300	51,900	44,000	31,900

16	80,500	67,900	59,300	47,400	40,300	16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	79,600
17	82,000	69,000	60,600	48,300	41,200	17	140,700	129,400	115,100	95,900	80,800	
18	83,500	70,100	61,800	49,200	42,100	18						
19	84,800	71,200	62,800	50,100	43,000	19						
20	86,100	72,300	63,800	51,000	43,900	20						
21	87,400	73,400	64,600	51,900	44,800	21						
22	88,600	74,500	65,400	52,700	45,700							
23	89,800	75,500	66,200	53,500	46,600							
24	91,000	76,500	67,000	54,300	47,500							
25	92,200	77,500	67,800	55,100	48,300							
26	93,400			55,900	49,100							
27												
28												
29												
30												

備考	この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。											
別表第二 税務職俸給表												
職務等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級					
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額					
1	98,700	—	—	—	45,500	38,200	29,200					
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200					
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600					
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500					
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800					
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200					
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600					
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000					
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400					
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800					
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200					
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600					
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000					
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400					
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800					
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100					
17	140,700	140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400					
18			131,600	117,300	96,000	81,300	72,700					
19				119,300	98,000	83,300	75,000					
20				121,300	99,500	85,300	77,300					
21				123,300	101,000	87,300	79,600					
22				102,500	89,300	81,600	74,000					

備考	この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。											
別表第三 公安職俸給表(一)												
職務等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級				
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額				
1	98,700	—	—	—	45,500	38,200	29,200					
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200					
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600					
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500					
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800					
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200					
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600					
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000					
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400					
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800					
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	48,700					
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	51,000					
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	53,300					
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	55,600					
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	57,900					
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100					
17	140,700	140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400					
18			131,600	117,300	96,000	81,300	72,700					
19				119,300	98,000	83,300	75,000					
20				121,300	99,500	85,300	77,300					
21				123,300	101,000	87,300	79,600					
22				102,500	89,300	81,600	74,000					

22

61,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

**別表第四 海事職俸給表
イ 海事職俸給表(一)**

号	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1		111,300	88,600	69,900	55,700	42,700	31,300
2		116,200	93,100	73,600	59,000	45,000	32,700
3		121,100	97,600	77,300	62,300	47,300	34,600
4		126,000	102,100	81,000	65,600	49,900	36,600
5		130,900	106,600	84,700	68,900	52,500	38,600
6		135,800	111,100	88,400	72,100	55,100	40,600
7		140,700	115,600	91,900	75,300	57,700	42,600
8		145,600	120,100	95,400	78,400	60,200	44,600
9		150,500	124,600	98,900	81,500	62,700	46,500
10		154,800	129,000	101,900	84,600	65,100	48,400
11		159,100	133,300	104,900	87,100	67,300	50,300
12		162,000	137,500	107,800	89,600	69,400	52,200
13		164,800	141,700	110,700	91,800	71,500	53,800
14		167,500	144,900	112,700	94,000	73,400	55,400
15		170,200	147,700	114,600	96,200	75,300	56,800
16		172,900	150,300	116,500	98,100	77,000	58,200
17		175,600	152,900	118,400	100,000	78,700	59,600
18		155,500	120,300	101,900	80,400	61,000	44,800
19		158,100				62,400	
20						63,600	
21						64,800	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の事業の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

第一部 内閣委員会会議録第一号 昭和四十五年十一月八日【参議院】

口 海事職俸給表(二)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	53,900	43,100	34,300	26,500
2	56,600	45,000	36,000	27,600
3	59,400	47,000	37,700	28,700
4	62,200	49,000	39,400	30,300
5	64,800	51,200	41,200	31,300
6	67,200	53,800	43,000	32,800
7	69,600	56,400	44,900	34,300
8	72,000	59,000	46,800	35,900
9	74,100	61,600	48,700	37,600
10	76,100	64,100	50,600	39,300
11	78,100	66,500	52,800	41,000
12	80,100	68,700	55,000	42,700
13	82,100	70,700	57,000	44,500
14	84,100	72,500	59,000	46,300
15	86,100	74,100	61,000	48,100
16	88,100	75,700	62,900	49,900
17	89,900	77,000	64,700	51,700
18	91,400	78,300	66,500	53,500
19	92,900	79,500	67,800	54,700
20	94,400	80,700	69,100	55,900
21	95,800	81,900	70,400	56,900
22	97,200	83,000	71,500	57,900
23	98,600	84,100	72,600	58,900
24	85,200	73,600	59,900	22
25	74,600	74,600	184,200	24
26	75,600	75,600	184,200	25
27	26	27	137,800	26
28	27	28	139,700	27
			141,600	28

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	—	53,500	38,200	30,700
2	—	—	—	56,700	40,500	32,100
3	—	—	—	59,900	43,000	33,600
4	65,400	56,700	49,900	36,000	27,600	20,500
5	69,200	60,900	53,500	40,500	32,100	24,000
6	73,000	63,300	56,100	43,300	35,200	27,000
7	76,800	66,700	58,800	45,800	37,000	30,700
8	80,700	70,100	61,500	48,300	38,800	33,600
9	84,600	73,500	64,200	50,800	35,200	30,700
10	88,500	76,900	66,100	43,300	37,000	33,600
11	92,400	79,900	68,900	53,500	38,800	33,600
12	96,300	82,900	71,700	56,100	43,300	37,000
13	103,900	117,400	112,900	88,500	76,900	66,100
14	107,900	122,000	112,900	92,400	82,900	71,700
15	110,000	126,600	126,600	99,700	85,800	74,400
16	112,900	131,200	131,200	103,000	88,500	76,800
17	117,400	135,800	135,800	106,000	91,200	82,900
18	122,000	140,400	140,400	109,000	93,900	79,200
19	126,600	145,000	145,000	111,800	96,300	74,400
20	131,200	149,600	149,600	114,600	98,700	86,000
21	135,800	154,200	154,200	117,400	101,100	86,000
22	140,400	158,600	158,600	120,200	103,500	80,900
23	145,000	162,800	162,800	122,700	105,900	82,600
24	150,200	167,000	167,000	125,200	108,300	84,300
25	155,800	171,200	171,200	127,500	110,700	86,000
26	160,400	175,000	175,000	129,800	112,800	87,700
27	165,000	181,500	181,500	134,000	114,900	89,400
28	170,600	184,200	184,200	135,900	118,600	92,500
			137,800	120,200	93,900	81,400
			139,700	121,800	95,300	82,600
			141,600	96,700	96,700	83,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

号 等級	職務の等級			35
	1 等級	2 等級	3 等級	
1			36,100	121,300
2		73,300	38,200	88,200
3		76,300	40,200	89,400
4		79,300	42,200	90,600
5		82,600	44,300	
6		85,900	46,400	
7		89,400	48,500	
8		92,900	51,000	
9		96,400	53,500	
10		99,900	56,000	
11		103,400	58,800	
12		106,900	61,600	
13		110,400	64,400	
14		113,900	67,200	
15		117,400	70,100	
16		120,900	73,000	
17		124,400	75,900	
18		127,500	78,900	
19		130,600	81,900	
20		133,700	84,900	
21		136,700	87,900	
22		139,600	90,700	
23		142,500	93,500	
24		145,000	96,300	
25		147,500	99,100	
26		150,000	101,900	
27		104,700	107,100	
28		107,100	109,500	
29		111,600	113,700	
30		115,800	117,800	
31		119,800	121,300	
32		122,800	124,300	
33		124,800	125,800	
34		127,300	127,300	
35		127,300	127,300	
36		127,300	127,300	
37		127,300	127,300	
38		127,300	127,300	
39		127,300	127,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

△ 教育職俸給表(三)

号 等級	職務の等級			35
	1 等級	2 等級	3 等級	
1			31,900	28,400
2		60,700	34,000	29,500
3		63,500	36,100	30,700
4		66,300	38,200	31,900
5		69,200	40,100	33,400
6		72,100	42,000	35,000
7		75,000	44,000	36,800
8		77,900	46,000	38,700
9		80,900	48,000	40,600
10		83,900	50,400	42,500
11		86,900	52,800	44,400
12		89,700	55,300	46,300
13		92,500	58,000	48,200
14		95,300	60,700	50,100
15		98,100	63,400	52,000
16		100,900	66,200	53,900
17		103,700	69,000	55,800
18		106,100	71,800	57,700
19		108,500	74,600	59,500
20		110,700	77,000	61,300
21		112,900	79,400	62,400
22		115,000	81,800	63,500
23		117,000	84,000	64,600
24		119,000	86,000	65,700
25		120,500	87,800	66,800

26	122,000	89,500	67,900	15	184,300	126,600	103,000	76,600	62,900	
27	123,500	91,200	69,000	16	131,200	106,000	79,500	65,100	65,100	
28	125,000	92,900	70,800	17	135,800	109,000	82,400	67,300	67,300	
29	126,500	94,600	72,400	18	140,400	111,800	85,300	69,500	69,500	
30	96,200	96,200	74,000	19	145,000	114,600	88,100	71,700	71,700	
31	97,800	97,800	75,600	20	149,600	117,400	90,900	73,600	73,600	
32	99,400	99,400	77,200	21	153,500	120,200	93,700	75,500	75,500	
33	100,900	100,900	78,800	22	156,300	122,700	96,500	77,200	77,200	
34	102,400	102,400	80,400	23	159,100	125,200	99,300	78,900	78,900	
35	103,900	103,900	82,000	24	161,900	127,000	102,100	80,200	80,200	
36	105,300	105,300	83,600	25	164,600	128,800	104,900	81,500	81,500	
37	106,700	106,700	85,200	26	167,300	130,600	107,300	82,800	82,800	
38	108,100	108,100	86,800	27	170,000	132,400	109,700	84,100	84,100	
39	109,500	109,500	88,400	28	134,200	111,800	113,900	85,400	85,400	
				29	136,000	116,000	118,000	120,000	120,000	
				30						
				31						
				32						
				33						
				34						
二 教育職俸給表(四)										
号 俸 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	号 俸 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	
1	126,500	53,500	40,200	31,900	円	2	131,100	73,000	56,700	42,400
3	135,700	76,800	59,900	44,600	円	4	140,300	80,700	63,300	46,900
5	144,900	84,600	66,700	49,200	円	6	149,500	88,500	70,100	51,700
7	154,100	92,400	73,500	54,200	円	8	158,600	96,400	76,900	56,700
9	162,800	100,400	80,700	59,500	円	10	167,000	104,400	84,600	62,300
11	171,200	108,400	88,500	65,100	円	12	175,000	112,900	92,400	67,900
13	178,800	117,400	96,300	70,800	円	14	181,600	99,700	73,700	60,500

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	
号 職 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	号 職 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
1	—	—	—	35,200	円	2	—	—	37,100	円	
2	2	2	3	—	円	3	4	5	6	円	
4	44,300	44,300	44,300	44,300	円	5	89,000	60,800	41,600	34,800	円
6	46,400	46,400	46,400	46,400	円	7	93,100	64,300	44,200	36,500	円
8	48,500	48,500	48,500	48,500	円	9	50,900	67,200	67,800	46,900	38,400
10	50,900	62,300	62,300	62,300	円	11	65,100	53,300	71,300	49,600	40,500
12	66,700	70,100	73,500	73,500	円	13	70,800	55,700	101,400	52,400	42,800
14	70,800	73,700	73,700	73,700	円	15	73,700	81,400	74,800	55,300	45,200

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

11	120,800	84,600	61,100	50,200	38,700	11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	126,000	87,800	64,000	52,900	40,000	12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	131,200	91,000	66,900	55,600	41,300	13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	136,400	93,800	69,800	58,300	42,500	14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	141,600	96,500	72,600	60,800	43,700	15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	146,600	99,000	75,400	63,300	44,700	16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	151,600	101,500	78,200	65,500	45,700	17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	156,600	103,800	80,700	67,700	48	184,400	154,300	133,100	105,300	
19	161,000	106,100	83,200	69,900	49	187,100	156,600	134,900	107,400	
20	165,200	108,100	85,600	71,800	50	190	158,900	136,700	109,500	
21	168,900	110,100	87,700	73,500	21	21	161,200	138,500	111,000	
22	172,500	112,100	89,400	75,200	22	22	163,500	140,300	112,500	
23	176,100	114,000	91,100	76,600	23	23	142,100	114,000		
24	178,800	115,900	92,800	77,900	24	24	143,900			
25	181,500	117,800	94,400	79,100						
26	119,700	96,000	80,300							
27	121,600	97,600								
28	123,500									

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)						
職務の等級	俸給月額					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	88,900	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	93,300	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	97,700	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	102,200	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	106,700	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	46,500	46,500	46,500	46,500	46,500	46,500
7	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
8	53,500	53,500	53,500	53,500	53,500	53,500
9	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
10	60,900	60,900	60,900	60,900	60,900	60,900
11	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800
12	68,700	68,700	68,700	68,700	68,700	68,700
13	72,600	72,600	72,600	72,600	72,600	72,600
14	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500
15	80,400	80,400	80,400	80,400	80,400	80,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

16	144,100	109,200	85,500	68,800	57,200
17		111,200	87,000	70,800	58,300
18		113,200	88,500	72,800	59,400
19		115,200	89,900	74,300	60,400
20		117,200	91,300	75,500	61,400
21		92,700	76,600		
22		94,100	77,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 職務 等級 俸 俸 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額 円	俸給月額 円		
							俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	74,800	55,600	45,300	32,900	28,000	168,000	186,000	204,000	222,000
2	77,800	58,300	47,600	34,600	29,200	170,000	188,000	206,000	224,000
3	80,800	61,000	50,100	36,300	30,600	174,000	192,000	210,000	228,000
4	83,900	63,700	52,600	38,000	32,000	178,000	196,000	214,000	232,000
5	87,000	66,400	55,100	39,700	33,400	182,000	200,000	218,000	236,000
6	90,100	69,100	57,600	41,500	34,900	186,000	204,000	222,000	240,000
7	93,200	71,800	60,100	43,300	36,600	190,000	208,000	226,000	244,000
8	96,300	74,500	62,500	45,200	38,300	194,000	212,000	230,000	248,000
9	99,300	77,200	64,900	47,100	40,000	198,000	216,000	234,000	252,000
10	102,300	79,800	67,300	49,000	41,800	202,000	220,000	238,000	256,000
11	105,000	82,400	69,700	50,900	43,600	206,000	224,000	242,000	260,000
12	107,700	85,000	72,100	52,800	45,500	210,000	228,000	246,000	264,000
13	110,400	87,300	74,500	54,700	47,400	214,000	232,000	250,000	268,000
14	112,600	89,600	76,500	56,600	49,300	218,000	236,000	254,000	272,000
15	114,800	91,500	78,200	58,500	51,100	222,000	240,000	258,000	276,000
16	117,000	93,400	79,900	60,000	52,700	226,000	244,000	260,000	274,000
17	119,000	95,300	81,300	61,500	54,100	230,000	248,000	264,000	280,000
18	121,000	96,900	82,700	63,000	55,100	234,000	252,000	272,000	288,000
19	123,000	98,500	84,100	64,400	56,100	238,000	256,000	276,000	292,000
20		100,100	85,300	65,800	57,100				
21		101,500	86,500	66,800	58,100				
22		102,900	87,700	67,800	59,100				

(一) 療養の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第54号)
 (二) 療養の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第11条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第54号)
 第12条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第13条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第14条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第15条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第16条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第17条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第18条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第19条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第20条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第21条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)
 第22条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和41年法律第55号)

23	104,300	88,900	68,800	60,100
24	105,600	70,800	69,800	70,800
25	106,900			
26	108,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸 俸 等級	俸 俸 等級	俸 給 月 額		額
		甲	乙	
1		280,000	168,000	168,000
2		300,000	186,000	186,000
3		320,000	204,000	204,000
4		340,000	222,000	222,000
5		360,000	240,000	240,000
6		380,000	260,002	260,002
7		400,000	280,000	280,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又

は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(施行期日等)

1 (一)の法律は、公布の日から施行する。ただ

し、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第111項の規定は国際機関等に派遣

される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第54号)の施行の日前から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く)による改正後的一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による

改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)の規定、附則

第十六項の規定による改正後の地方立派法(昭和四十五年法律第百九十二号)の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改訂する法律(昭和四十五年法律第55号)

第111条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第54号)
 第112条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第113条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第114条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第115条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第116条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第117条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第118条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第119条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第120条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第121条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第122条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)
 第123条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改訂する法律(昭和41年法律第55号)

和二十一年法律第六十七号。第二百四条第二項中調整手当に係る部分、附則第六条の二及び附則第六条の四を除く。)の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号。第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。)の規定、附則第九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号。第一條調整手当に係る部分を除く。)の規定及び附則第二十項の規定による改正後のへき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

(指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え)

3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」とい

う。)の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げ

る俸給月額を受ける職員の切替日における俸給

月額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により切替日の前日においてそ

の者の受ける俸給月額等を基準として、人事院

(特定の号俸の切替え等)

4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表(一)の第一級又は研究職俸給表の第一級若しくは二級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてそ

者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの

間(以下「切替期間」という。)において、改正前

の法の規定により、新たに俸給表の適用を受

けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動

のあつた職員のうち、人事院の定める職員の第

一条の規定による改正後的一般職の職員の給与

に関する法律(以下「改正後の法」という。)の

規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸

又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期

間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替

日における号俸又は俸給月額及びこれらを受け

ることとなる期間については、その者が切替日

において職務の等級を異にする異動等をしたもの

のとした場合との衡突を必要と認められる限度

において、人事院の定めるところにより、必要

な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用につい

ては、改正前の法の規定の適用により職員が属

していた職務の等級及びその者が受けたいた号

俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令

の規定に従つて定められたものでなければなら

ない。

(調整手当に関する経過措置)

9 改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日以前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間があ

る職員について必要がある場合には、人事院規

則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額に関し特例

を定めることができる。

(給与の内払)

11 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による前

に改められる。

第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」

に改める。

(地方自治法の一部改正)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほ

か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事

院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

13 国家公務員災害補償法の一部を次のように改

正する。

第四条第一項中「調整手当」の下に「、住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当(同法第十三条の三の規定による手当を含む。)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

14 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事

故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に

診断によつてその発生が確定した疾病に係る平

均給与額に関する国家公務員災害補償法第四条

の規定の適用については、同条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号。以下「昭和四十五年改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二百五十四号)又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百四十一号)の規定による暫定手当を含む。)」と、「(同法第十三条の三の規定による手当を含む。)」とあるのは「(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号。)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する隔遠地手当を含む。)」とする。

(大学の運営に関する臨時措置法の一部改正)

15 大学の運営に関する臨時措置法の一部を次の

ように改正する。

第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」に改める。

(地方自治法の一部改正)

16 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「扶養手当」の下に「、調整手当」を「扶養手当」を加え、「隔遠地手当」へき地手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

17 第二条第三項中「扶養手当」の下に「、調整手当」を加え、「隔遠地手当」へき地手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

18 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事

故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に

診断によつてその発生が確定した疾病に係る平

均給与額に関する地方公務員災害補償法第二条

の規定の適用については、同条第三項中「特地

勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」とある

のは「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」とあるのは「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」とする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

19 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「扶養手当」の下に「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当」、「べき地手当」を「特地勤務手当(いれに準ずる手当)を含む。」、「べき地手当(これに準ずる手当を含む。)」を改める。
 (べき地教育振興法の一部改正)

20 「べき地教育振興法の一部を次のように改正す
 る。」

第五条の一及び第五条の二[1]を次のように改め
 る。
 (べき地手当等)

第五条の一 都道府県は、条例で定めるところ
 により、文部省令で定める基準に従い条例で
 指定するべき地学校及びこれに準ずる学校
 (以下「べき地学校等」という。)に勤務する教
 員及び職員に対して、べき地手当を支給しな
 ければならない。

2 べき地手当の月額は、給料及び扶養手当の
 月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲
 内で、文部省令で定める基準に従い、条例で
 定める。

3 べき地学校等が当該学校に勤務する教員及
 び職員に対し調整手当が支給される地域に所
 在する場合におけるべき地手当と調整手当を
 の他の手当との調整等に関し必要な事項は、
 文部省令で定める基準に従い、条例で定める。

第五条の三 都道府県は、教員又は職員(以下
 「教職員」という。)が在勤地を異にして異動
 し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又
 は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転
 に伴つて教職員が住居を移転した場合におい
 て、当該異動の直後に勤務する学校又はその
 移転した学校がべき地学校等又は特別の地域
 に所在する学校で文部省令で定める基準に従
 い条例で指定する学校に該当するときは、当
 該教職員には、文部省令で定める基準に従い
 条例で定めるところにより、当該異動又は学
 校の移転の日から三年以内の期間(当該異動

又は学校の移転の日から起算して三年を経過
 する際文部省令で定める基準に従い条例で定
 める条件に該当する者にあつては、さらに三
 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の
 合計額の百分の四をこえない範囲内の月額の
 べき地手当に準ずる手当を支給しなければな
 らない。

2 都道府県は、新たにべき地学校等又は前項
 の規定により条例で指定する学校に該当する
 こととなつた学校に勤務する教職員のうち、
 前項の規定による手当を支給される教職員と
 の権衡上必要があると認められる教職員に
 は、文部省令で定める基準に従い条例で定め
 るところにより、同項の規定に準じて、べき
 地手当に準ずる手当を支給しなければならな
 い。

(べき地手当に関する経過措置)

21 切替期間において、前項の規定による改正前の
 べき地教育振興法第五条の二の規定によるへ
 べき地手当を受けている期間がある教員又は職員
 について必要がある場合には、文部省令で定め
 る基準に従い条例で定めるところにより、同項
 の規定による改正後の同法第五条の一の規定に
 よるべき地手当の額に従し特例を定めることができ
 る。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
 の処遇等に関する法律の一部改正)
 第五条第一項及び附則第五項中「調整手当」
 の下に「住居手当」を加える。

一十四年法律第11451号)の一部を次のよ
 うに改正する。

第一条中「通勤手当」を「住居手当」通勤手
 当」に改める。

第三条第一項中「四十七万円」を「四十八万
 円」に改める。

第四条第一項中「七千一百円」を「八千三百
 円」に、「一万一千四百円」を「一万六千四百
 円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」を「住居手当」通
 勤手当」に改める。

第九条中「七十」四百円」を「八十三三四百円」に
 改める。

「十一四年法律第11451号)の一部を次のよ
 うに改正する。

第一条中「通勤手当」を「住居手当」通勤手
 当」に改める。

第三条第一項中「四十七万円」を「四十八万
 円」に改める。

第四条第一項中「七千一百円」を「八千三百
 円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」を「住居手当」通
 勤手当」に改める。

第九条中「七十」四百円」を「八十三三四百円」に
 改める。

別表第一

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

三十一年法律第11451号)を次のよう改める。

別表第二

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

三十一年法律第11451号)を次のよう改める。

研究職俸給表	1等級	2号俸	4号俸
	3号俸	4号俸	2等級
			3号俸
			4号俸

教育職俸給表(一)	1等級	2号俸	3号俸
教育職俸給表(一)	1等級	2号俸	3号俸

附則別表

区分

切替日に
おける号俸

俸給表

職務の等級

官

職名

俸給

月額

内閣総理大臣	内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
國務大臣	國務大臣	四八二、一〇〇円
会計検査院長	会計検査院長	四八二、一〇〇円
人事院総裁	人事院総裁	四八二、一〇〇円
公正取引委員会委員長	公正取引委員会委員長	四八二、一〇〇円
官内庁長官	官内庁長官	四八二、一〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。)	検査官(会計検査院長を除く。)	四〇〇、〇〇〇円
人事官(人事院総裁を除く。)	人事官(人事院総裁を除く。)	四〇〇、〇〇〇円
政務次官	政務次官	四〇〇、〇〇〇円
内閣官房副長官	内閣官房副長官	三九〇、〇〇〇円
総理府総務副長官	総理府総務副長官	三九〇、〇〇〇円
侍従長	侍従長	三九〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 地方財政審議会委員 中央公害審査委員会委員	国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 地方財政審議会委員 中央公害審査委員会委員	三八〇、〇〇〇円

式部官長

土地調整委員会委員

首都圈整備委員会の常勤の委員

社会保険審査会の委員長及び委員

行政監理委員会委員

労働保険審査会委員

地方財政審議会委員

原子力委員会の常勤の委員

公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員

科学技術会議の常勤の議員

宇宙開発委員会の常勤の委員

土地鑑定委員会の常勤の委員

中央公害審査委員会の常勤の委員

運輸審議会委員

東宮大夫

三四〇、〇〇〇円

別表第一

官職名	俸給月額
大使	五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸
	四三〇、〇〇〇円 三九〇、〇〇〇円 三八〇、〇〇〇円 三四〇、〇〇〇円 一九〇、〇〇〇円
公使	四号俸 三号俸 二号俸 一号俸
	三九〇、〇〇〇円 三八〇、〇〇〇円 三四〇、〇〇〇円 一九〇、〇〇〇円
別表第二	八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸 三号俸
	一四〇、五〇〇円 一二七〇〇〇円 一一三、五〇〇円 一〇一、〇〇〇円 八九、〇〇〇円

秘書官

一号俸

六九、五〇〇円
六一、五〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第一項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を削り、第八項を第三項とし、第九項を第四項とし、第十項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

(日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第六条中「三十一年万円」を「三十九万円」に改める。

(沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十一年万円」を「三十九万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 第一条、第四条及び第五条に規定する各法律

のこれららの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第一条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を「、住居手当及び通勤手当」に、「通勤手当」を「、住居手当」に、「特地勤務手当」に、「隔離地手当」を「下同じ。」に、「及び隔離地手当」を「及び特地勤務手当」に、「自衛官には通勤手当」を「自衛官には住居手当、通勤手当」に改め、同条第二項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第十二条の四、第十二条の五及び第十三条の三第一項中「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、同法同条同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛厅長官が指定する」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十五」に改める。

第十八条第二項中「六千七百円」を「七千三百三十円」に改める。

第十九条及び第二十二条の二第一項中「隔離地手当」を「特地勤務手当」に改める。

第二十三条第二項中「調整手当」の下に「、住

「陸軍」を意味する。
第十四条第一項廿二「職務付帯」の下に「改
めた陸軍」を意味する。
第十五条第一項廿二「内川計」の下に
「万六千五百円」記載ある。

第十七条第一項廿二「職務付帯」の下に「改
めた陸軍」を意味する。
同表第一段の次の順序に記載ある。

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指 定 職		職務等級	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級			
	甲	乙		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	280,000	168,000	1	127,600	94,700	—	—	55,200	—	—	—	20	21	22	23	17	18	19	20
2	300,000	186,000	2	133,900	99,200	82,900	58,200	—	—	—	—	11	12	13	14	15	16	17	18
3	320,000	204,000	3	140,200	103,900	86,500	61,300	—	—	—	—	10	11	12	13	14	15	16	17
4	340,000	222,000	4	146,600	108,700	90,200	64,400	—	—	—	—	9	10	11	12	13	14	15	16
5	360,000	240,000	5	153,000	113,500	93,900	68,400	—	—	—	—	8	9	10	11	12	13	14	15
6	380,000	260,000	6	159,400	118,300	97,700	75,200	—	—	—	—	7	8	9	10	11	12	13	14
7	280,000	176,000	7	165,800	123,200	101,500	75,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表第二 自衛官俸給表

号俸	陸 海 空			將	陸將補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
	甲	乙	丙	將	海將補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	准海尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
				空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	准空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士	
1	280,000	168,000	136,600	116,600	97,100	82,200	—	—	63,700	54,400	51,500	48,800	41,400	36,200	34,000	30,800	28,200	25,100	23,800
2	300,000	186,000	143,000	121,600	101,700	85,600	78,400	—	66,800	57,300	52,800	51,400	44,000	38,800	36,100	32,300	29,600	—	—
3	320,000	204,000	149,500	126,600	106,500	89,200	81,800	—	70,000	60,200	54,200	54,800	41,400	38,600	33,900	31,000	—	—	—
4	340,000	222,000	156,000	131,500	111,400	92,800	85,300	—	73,200	63,100	57,000	57,000	49,600	44,000	41,200	35,600	32,300	—	—
5	360,000	240,000	162,600	136,500	116,400	96,400	88,800	—	76,500	66,100	59,800	59,800	52,400	46,800	43,800	37,300	—	—	—
6	380,000	260,000	169,100	141,500	121,400	100,000	92,300	—	79,800	69,100	62,600	62,600	55,200	49,600	46,400	39,000	—	—	—
7	280,000	175,600	146,500	126,400	103,900	95,700	83,100	—	72,000	65,300	57,900	57,900	52,300	48,200	45,200	39,000	—	—	—
8	182,100	150,900	131,300	107,700	99,100	86,400	74,800	—	68,000	60,600	54,800	50,000	—	—	—	—	—	—	—
9	188,600	154,600	136,200	111,500	102,500	89,700	77,500	—	70,700	63,200	56,900	51,700	—	—	—	—	—	—	—
10	193,400	157,800	140,600	115,300	105,800	93,000	80,100	—	73,400	65,700	58,900	53,300	—	—	—	—	—	—	—
11	197,200	160,700	144,900	119,100	109,100	96,300	82,600	—	76,100	68,200	54,800	50,000	—	—	—	—	—	—	—
12	200,900	163,500	148,400	122,900	112,000	99,600	85,100	—	78,700	70,700	62,700	56,300	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受けける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

13	166,200	151,400	126,500	114,700	102,900	87,500	81,200	80,900	73,200	64,600	57,700
14	153,900	130,000	117,400	105,400	89,900	83,600	83,300	75,600	66,400	59,100	
15	156,400	133,400	120,000	107,900	92,300	86,000	85,700	77,900	68,100	60,500	
16	136,800	122,500	110,400	94,700	88,400	88,100	80,200	69,500			
17	139,300	124,600	112,300	97,100	90,700	90,300	82,300				
18	141,800	126,700	114,200	99,400	93,000	92,500	84,400				
19	144,300	128,600	116,100	101,500	95,200	94,700	86,500				
20	146,800	130,500	103,800	97,400	96,900	88,600					
21	149,200	132,400			98,500	90,200					
22	151,600										

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項として、第十八項を第十七項として、第十九項を削り、以下「」項を繰り上げる。

(防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項から附則第十六項までを削り、附則第十七項中「指定職甲欄適用職員」を「新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」に改め、同項を附則第九項として、附則第十八項を附則第十項とする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」といふ。)における職員の俸給月額は、次項及び附則(俸給の切替え)

4 切替日の前日において防衛庁職員給与法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和十五年法律第九十五号)以下「一般職給与法」という。別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第一の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により切替日における俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、「一般職の国家公務員の例に準じて総理府令による俸給月額」である。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの「等級又は同法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日において、旧法の規定により切替日における俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

6 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの「等級又は同法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日における俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

7 切替日の前日においてその者の属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところによく、必要な調整を行なうことができる。

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職務の等級及びその者が受けっていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたるものでなければならない。

11 (調整手当に関する経過措置)

新法第十四条第一項において準用する一般職給与法第十四条第一項において準用する改正前の一般職給与法(以下「一般職給与法」という。別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用十一項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転

については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

12 切替日から施行日の前日までの間において、

旧法第十四条第二項において準用する改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けた期間がある職員に対する新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額については、

一般職給与改正法附則第十項の規定の例による。

13 (平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によってその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「調整手当」とあるのは「調整手当(防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第一号)。以下「昭和四十四年改正法」という)による改正前の防衛厅職員給

14 (給与の内払)

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、新法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

(政令への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に際し必要な事項は、政令で定める。

職務の等級	区分		切替日の前日において受けたいた俸給月額	切替日における俸給月額
	俸給表	教育職俸給表(一)		
1等級	72,140	77,440	円 90,400	円 90,400
1等級	75,510	89,000	円 89,000	円 89,000
2等級	47,610	60,800	円 60,800	円 60,800

第一号 昭和四十五年十一月二十四日受理

滋賀県の寒冷級地是正に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

紹介議員 奥村 悅造君

県議会議長 北川弥助

滋賀県における現行の寒冷級地を是正し、その拡大と引き上げのための適切な措置を講ぜられたい。

理由

本県については、長年の記録および現実の寒冷度と積雪度等からみて、それ相当の寒冷積雪地としての適用を受けるべき気象条件下にあるにもかかわらず、寒冷積雪地として指定されているものは、県下全地域からみてその範囲は限られており、これを同一気象条件の他府県の各地域にくらべ、一般的に低い寒冷積雪度をもつてはかられている。このため、地方交付税の寒冷補正、公務員の寒冷地手当、その他一般行政上の寒冷補助等

号)(第五六号)(第六八号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第九四号)

(第九五号)(第一六三号)(第一六四号)(第一七五号)(第一七六号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五九号)

(第一七〇号)(第一一七号)(第五七号)(第九六号)

(第一一七号)(第一一七号)(第五八号)(第九七号)

(第一一七号)(第一一七号)(第五九号)

あらゆる寒冷地対策制度の面における適用を十分に受けることができない。

旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願

(一通)

第五号 昭和四十五年十一月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願

請願者 滋賀県大津市膳所一ノ一三三ノ七

紹介議員 奥村 悅造君

原田宇一郎外一名

旧軍人等に対する恩給待遇の早期適正化を図ること

、左記事項の実現を期されたい。

一、一時恩給年限の短縮については、関係当局の

昭和四十六年度改善措置案を次のように修正す

ること。

イ、終戦後復員した兵を含めること。

ロ、恩給金額を改正法律施行当時の仮定俸給に

よつて算出したものとすること。

一、旧軍人の仮定俸給と旧文官等の仮定俸給との

著しい格差を、できる限り明年度において撤

廃すること。

II、旧軍人の加算年も、旧文官等の加算年と同様

に恩給算出の基礎在職年として取り扱うこと。

本件については、今国会においてその処理方針

を明らかにするとともに、おそらく昭和四十

七年度において処理すること。(職地外職務加

算及び各種職務加算を恩給の基礎在職年に算入

すること)。

四、公的年金受給者に対する福祉年金の併給限度

を、できる限り明年度において公務扶助料受

給者等に対する併給限度額との均衡を考慮して

改善すること。但し本件に関する関係団体一致

の要望は、併給限度の撤廃である。

(別紙)昭和四十五年七月関係要略に提出した陳

情書の写添付)

第一〇号 昭和四十五年十一月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願

請願者 新潟県白根市鑄物師 武藤新吾

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一六号 昭和四十五年十一月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
(十通)

請願者 大分県宇佐郡安心院町鳥越五一
大石住友外九名

紹介議員 後藤 義隆君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市大町二ノ一〇ノ二

紹介議員 沼谷清見
○ 沼谷清見

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 熊本市新屋敷一ノ一八ノ二五 増田仁平

紹介議員 河野 謙三君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 長崎県大村市久原郷八八ノ一 内藤三次

紹介議員 初村瀧一郎君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 光人外十三名

紹介議員 中津井 真君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六八号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 静岡県浜松市高町五五 山下誠外

紹介議員 栗原 純幸君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三六号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 三重県阿山郡伊賀町川西 居附正明

紹介議員 斎藤 昇君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 高知市西町九七 山本健児

紹介議員 寺尾 豊君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四号 昭和四十五年十一月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 札幌市川沿町一、六八八 菊地鶴治

紹介議員 井川 伊平君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五号 昭和四十五年十一月二十五日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 岩手県和賀郡沢内村大字太田六ノ五
新田三次郎外一名

紹介議員 増田 盛君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三六号 昭和四十五年十一月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 小野寺武外一名

紹介議員 増田 盛君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三七号 昭和四十五年十一月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 茨城県猿島郡境町若林二、一七六
中村美代子

紹介議員 郡 祐一君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三八号 昭和四十五年十一月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 兵庫県相生市佐方二ノ五ノ一二
内野 中俊雄

紹介議員 小林 武治君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三九号 昭和四十五年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 兵庫県相生市佐方二ノ五ノ一二
内野 中俊雄

紹介議員 青田源太郎君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三一〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 岩手県大船渡市猪川町前田八八ノ六
六 佐々木數次郎外一名

紹介議員 増田 盛君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三一一号 昭和四十五年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 岡山市番町二ノ六ノ四 宇垣松四郎外四名

紹介議員 小枝 一雄君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三一二号 昭和四十五年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
請願者 森川利三郎外一名

紹介議員 栗原 純幸君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
(一通)

請願者 富山市本町東邦生命富山支社内
紙居幸吉外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
(二通)

請願者 第二五四号 昭和四十五年十一月二十七日受理

紹介議員 第二五四号 昭和四十五年十一月二十七日受理

請願者 鹿児島県薩摩郡下瀬村瀬々野浦一
紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一五五号 昭和四十五年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
(一通)

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽
角谷吉十郎外一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一五九号 昭和四十五年十一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
(二通)

請願者 長野県松本市城東一ノ五ノ一五
林千代治

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第九号 昭和四十五年十一月二十四日受理

旧軍人、軍属の職務関連り傷病者に対する傷病恩
給の支給に関する請願

請願者 京都府久世郡城陽町芦原一一國立
京都療養所内全国職病者対策協議
会内 加藤一二外二百二十二名

紹介議員 林田悠紀夫君
恩給審議会答申の主旨を尊重し、職務関連り傷病
者すなわち内地発病の旧軍人軍属に対しそのみやか
に傷病恩給等を支給するみちを開き、昭和四十六
年度においてはこれが確実な法成立と予算措置を
果たされるよう強く要望する。

理由
私たちには、発病の地が戦地指定区域であるとい
う補償のみを講じられないまま、現在なお苦
しい療養生活を余儀なくされている。恩給審議会
答申にも「内地発病者にも恩給又はこれに見合う
処遇をするのが適当である」と言われているが、

これもいまだに実現されていない。

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一一一号 昭和四十五年十一月二十四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 新潟市学校町三番町 今山政三郎
外六千三百十八名

紹介議員 塚田十一郎君
退職公務員の医療制度等に関する請願
請願者 新潟市学校町三番町 今山政三郎
外六千三百十八名

紹介議員 塚田十一郎君
退職公務員の医療制度等に関する請願
請願者 新潟市学校町三番町 今山政三郎
外六千三百十八名

現職公務員給与水準と退職公務員恩給仮定俸給水
準との間に相当の開きがあるのでこの間の調整に
関し、左記事項の実現を図られたい。

一、恩給法第二条ノ二に定める調整は、現職公務
員給与（本俸）を基準として改正するよう制度
化すること。

二、前項の調整制度の趣旨に基づいて現職公務員
給与と現行恩給仮定俸給との格差を完全に是正
する経過措置を講ずること。

三、前二項は、共済年金に対しても同時同様にこ
れを行なうこと。

一、退職公務員についても現職公務員の短期給付
の制度に準じた医療給付制度を設けること。

二、公的年金受給者に対する老齢福祉年金併給制
度に現在設けられている制限を全面的に撤廃す
る措置をすみやかに講ずること。

一、退職公務員につても現職公務員の短期給付
の制度に準じた医療給付制度を設けること。

二、公的年金受給者に対する老齢福祉年金併給制
度に現在設けられている制限を全面的に撤廃す
る措置をすみやかに講ずること。

一、退職公務員の医療制度等に関する請願
請願者 札幌市大通東七丁目弘愛館内北海
道退職公務員連盟内 半沢洵外四
千二十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 札幌市大通東七丁目弘愛館内北海
道退職公務員連盟内 半沢洵外四
千二十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 札幌市大通東七丁目弘愛館内北海
道退職公務員連盟内 半沢洵外四
千二十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 札幌市大通東七丁目弘愛館内北海
道退職公務員連盟内 半沢洵外四
千二十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 札幌市大通東七丁目弘愛館内北海
道退職公務員連盟内 半沢洵外四
千二十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区天王寺町南二ノ八
ノ一九大阪女子商業高等学校内

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区天王寺町南二ノ八
ノ一九大阪女子商業高等学校内

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二〇号 昭和四十五年十一月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
紹介議員 安永 英雄君
請願者 長野県更埴市屋代一、〇九一 渡
辺まき外五十名

靖国神社の國家管理は、憲法第二十条及び第八十
九条に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫
し、再び戦争犠牲者を作るおそれのあるものであ
るから、同神社の国家管理を立法化しないよう要
望する。

第二四号 昭和四十五年十一月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
請願者 北海道苫小牧市大町一六 渋川錦
子外千一百六十五名

靖国神社の國家管理の立法化反対に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
請願者 北海道苫小牧市大町一六 渋川錦
子外千一百六十五名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		紹介議員 杉原 一雄君	八名
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		第八四号 昭和四十五年十一月二十六日受理	靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		紹介議員 横川 正市君	横浜市港北区日吉町四五二 武井 悅美子外二百十八名
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		紹介議員 河田 賢治君	野坂 参三君 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		須藤 五郎君	岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		渡辺 武君	小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		第八九号 昭和四十五年十一月二十六日受理	内 工藤美千枝外九百十八名
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君	野坂 参三君 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		須藤 五郎君 河田 賢治君	須藤 五郎君 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		渡辺 武君 岩間 正男君	渡辺 武君 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		小笠原貞子君	小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		第五一号 昭和四十五年十一月二十五日受理	第五一号 昭和四十五年十一月二十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		紹介議員 中津井 真君	紹介議員 安永 英雄君
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		〔靖国神社法〕をぞひとも超党派的立場で早急に成立されたい。	〔靖国神社法〕をぞひとも超党派的立場で早急に成立されたい。
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		〔靖国神社法〕をぞひとも超党派的立場で早急に成立されたい。	〔靖国神社法〕をぞひとも超党派的立場で早急に成立されたい。
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		理由	理由
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		一、英靈をまつる靖国神社が、戦後久しく国の手をはなれ、一宗教法人として放置されてきたことは、國家道義のうえからもきわめて遺憾なことである。	一、英靈をまつる靖国神社が、戦後久しく国の手をはなれ、一宗教法人として放置されてきたことは、國家道義のうえからもきわめて遺憾なことである。
第一七七号 昭和四十五年十一月二十七日受理		二、祖国の平和と繁栄のいしづえとなつた二百五十万英靈に対し、国民がこそつて感謝のまことを表わし、その尊い遺志にこたえるために、一日もすみやかに靖国神社の國家護持が実現されるべきである。	二、祖国の平和と繁栄のいしづえとなつた二百五十万英靈に対し、国民がこそつて感謝のまことを表わし、その尊い遺志にこたえるために、一日もすみやかに靖国神社の國家護持が実現されるべきである。
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		〔三通〕	〔三通〕
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願	元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		紹介議員 平島 敏夫君	紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。		第八五号 昭和四十五年十一月二十六日受理	第八五号 昭和四十五年十一月二十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願		請願者 千葉県市原市辰巳台東四ノ一〇辰己台宿舎四〇三〇八 伊藤テル子	請願者 宮崎市源藤町八五八 奥野進外一

昭和四十五年十一月十八日印刷

昭和四十五年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局